

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
産業創出課					
	1 省略				
	2 省略				
	3 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
産業創出課	1 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の施行に関する事務	1 基本構想の作成及び変更 (第4条第1項、第5条第1項)			
		2 基本構想の公表(第4条第5項、第5条第3項)			—
		3 地域産業資源活用事業計画の認定申請書及び変更認定申請書の進達(第6条第2項、第7条第3項)			—
		4 認定地域産業資源活用事業を行う者に対する指導及び助言(第14条)			—
	2 省略				
	3 省略				
	4 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
経営支援課	1~22 省略				
	23 中小企業による地域産業資源を活用	1 基本構想の作成及び変更 (第4条第1項、第5条第1項)	—		
		2 基本構想の公表(第4条第5項、第5条第3項)			—
		3 地域産業資源活用事業計画の認定申請書及び変更認定申請書の進達(第6条第2項、			—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
経営支援課	1~22 省略				

用した事業活動の促進に関する法律の施行に関する事務	第7条第3項)				
	4 認定地域産業資源活用事業を行う者に対する指導及び助言(第14条)				—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部 長	局 長
観光物産課	1～11 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部 長	局 長
観光交流課	1～11 省略				

別表第7(第4条関係)

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部 長	局 長
農政課	1～19 省略				

別表第7(第4条関係)

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部 長	局 長
農政課	1～19 省略				
	20 特	1 市町村活動支援事業に関すること。			
	定農	(1) 事業実施計画の協議(第3の1)			—
	山村	(2) 事業実施市町の指定(第3の1)			—
	総合	(3) 年度別事業計画の報告の受理及び国への提出(第3の1)			—
	支援	(4) 事業実績の報告の受理及び国への提出(第3の1)			—
	事業	2 都道府県支援事業に関すること。			
	実施	(1) 地域興しマイスターの選定(第3の2)			—
要領	(2) 事業実施計画の作成及び協議(第3の2)			—	
(平成11年4月1日付)					
林水産事務次官通					

						知) の施 行に 関す る事 務	(3) 事業実施状況の報告(第3の2)				—
						21 中 山間 地域 等直 接支 払交 付金 実施 要領 (平 成12 年4 月1 日付 け農 林水 産事 務次 官通 知) の施 行に 関す る事 務	1 特認地域及び特認基準に関すること。				
							(1) 設定及び変更(第4、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用について(平成12年4月1日付け農林水産省構造改善局長通知。以下この部において「運用通知」という。)第3の12)	—			
							(2) 農村振興局長との協議(第4、運用通知第3の12)			—	
							(3) 決定(第4、運用通知第3の12)			—	
							2 市町長が特に必要と認める農用地に関すること。				
							(1) 緩傾斜農用地のガイドラインの策定(第4の2、運用通知第3の9)	—			
							(2) 市町間の基準の調整			—	
							3 市町村基本方針の認定(第5)			—	
							4 交付金の交付実績の報告(第11)				—
							5 実施状況の公表(第12)				—
							6 交付金交付の評価(第13)				—
						22 中 山間 地域 等直 接支 払推 進交 付金 実施 要領 (平 成12 年4 月1 日付 け農 林水 産事 務次	1 推進指導(第3の1)				—
							2 審査等に関すること。				
							(1) 市町村基本方針の策定指導及び審査(第3の1)				—
							(2) 所要額調書の作成(第3の1)				—
							3 事業の実施に関すること。				
							(1) 市町村実施計画の樹立及び変更の届出の受理(第4の2)				—
							(2) 事業実績の報告(第6の2)				—
							4 その他推進事業の実施に必要な事項に関すること(第3の1)。				—

20 省略					
21 省略					

官通知)の施行に関する事務					
23 省略					
24 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農業経済課	1 農業協同組合法の施行に関する事務	1 指定組合の指定及び取消し(第10条第20項、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第6条の2第3項)			—
		2 信用事業規程等の設定、変更及び廃止の承認並びに信用事業規程等の変更の届出の受理(第11条、第11条の7、第11条の23、第11条の29、第11条の32)			—
		3 信用事業(法第10条第1項第3号の事業をいう。以下この部において同じ。)を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会(以下この部において「農協」という。)及び子会社等の同一人に対する信用供与等限度額に係る特例の承認(第11条の4第1項ただし書、第2項ただし書)			—
		4 信用事業又は共済事業を行う農協における特定関係者等との取引等の特例の承認(第11条の5ただし書)			—
		5 共済事業を行う農協の価格変動準備金の積立て等に係る特例の認可(第11条の15第1項ただし書、第2項ただし書)			—
		6 責任準備金等に係る意見書の処理(第11条の21第2項、第3項)			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農業経済課	1 農業協同組合法の施行に関する事務	1 農業協同組合及び農業協同組合連合会(以下この部において「農協」という。)の設立、解散の議決及び合併の認可並びに設立認可の取消し(第59条から第61条まで、第63条から第65条まで)			—
		2 農協の総会決議、選挙及び当選の取消し(第96条)			—
		3 農協の解散命令(第95条の2、第95条の3)			—
		4 農業協同組合中央会(以下この部において「農協中央会」という。)の総会決議、選挙及び当選の取消し(第96条)			—
		5 農協及び農協中央会の違反に対する必要な措置、業務の停止及び役員改選の命令並びに信用事業規程等の承認の取消し(第95条)			—
		6 農協の定款の変更の認可及び届出の受理(第44条、第61条)			

7 共済計理人の解任の命令 (第11条の22)					7 農協の仮理事の選任及び役員を選任するための総会の招集(第40条)				
8 農業協同組合の信託事業について裁判所に代わつて行う措置(第11条の26)					8 農協及び農協中央会の業務会計等に関する監督上必要な措置(第94条の2)				
9 共済契約の契約条件の変更の申出の承認(第11条の33第3項)				—	9 農協、農協中央会及び子会社の検査(第94条)			—	
10 共済契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置の命令(第11条の34)					10 農協の施設専属利用契約の取消し(第97条)				
11 共済調査人の選任及び解任(第11条の39第1項、第3項)				—	11 農協の信託事業について裁判所に代わつて行う措置(第11条の26)			—	
12 共済契約の契約条件の変更の内容等の調査の依頼及び調査に関する事項等の指定(第11条の39第1項、第2項)					12 農協及び農協中央会に対する法令、定款、規約及び規程の遵守状況に関する必要な報告の徴収並びに一般状況資料の提出命令(第93条)				
13 共済事業を行う組合の契約条件の変更の承認(第11条の42第1項)					13 農業協同組合連合会の法定解散の届出の処理(第64条)				
14 信用事業又は共済事業を行う農業協同組合等による特定事業会社である国内の会社の株式の基準議決権数超過取得の承認(第11条の46第2項ただし書)					14 信用事業規程等の設定、変更及び廃止の承認並びに信用事業規程等の変更の届出の受理(第11条、第11条の7、第11条の23、第11条の29、第11条の32)				
15 農協の一時理事等の選任及び役員を選任し、又は選挙するための総会の招集並びに一時代表理事の選任(第40条第1項、第3項)					15 農協の国債等及び特定社債等の募集の取扱事業等の認可及び変更の認可(第10条第18項、第19項、第21項から第23項まで)				
16 農協の定款の変更の認可等及び届出の受理(第44条第2項から第4項まで、第59条第2項、第60条、第61条)					16 指定組合の指定(第10条第24項)				
17 農協の信用事業の譲渡等の認可及び信用事業又は共済事業の全部譲渡に係る届出の受理(第50条の2第3項、第7項、第50条の4第5項)					17 特定農業協同組合の承認(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第59条)				
18 農協及び子会社等に係る業務報告書の受理(第54条の2第1項、第2項)				—					
19 農協の設立、解散の議決及び合併の認可並びに設立認可の取消し及び解散の届出の受理(第59条、第60条第2項、				—					

<p>第61条第1項、第2項、第5項、第63条第2項、第64条第2項から第4項まで、第65条第2項、第3項)</p>																			
<p>20 農業協同組合連合会の法定解散の届出の処理(第64条第7項)</p>																			
<p>21 信用事業又は共済事業を行う農協の解散に伴う清算人の選任(第71条第2項)</p>																			
<p>22 全国農業協同組合中央会の監査実施計画に対する意見の具申(第73条の27第1項)</p>																			
<p>23 農協の解散登記の囑託(第89条第2項)</p>																			
<p>24 農協及び愛媛県農業協同組合中央会(以下この部において「農協中央会」という。)に対する法令、定款、規約及び規程の遵守状況に関する必要な報告の徴収並びに一般状況資料の提出の命令(第93条第1項)</p>																			
<p>25 農協の子会社等、信用事業受託者及び共済代理店に対する報告及び資料の徴求(第93条第2項)</p>																			
<p>26 農協、農協中央会、子会社等、信用事業受託者及び共済代理店の検査(第94条)</p>																			
<p>27 農協及び農協中央会の業務会計等に関する監督上必要な措置(第94条の2)</p>																			
<p>28 農協及び農協中央会の法令等の違反に対する必要な措置、業務の停止及び役員の変更の命令並びに信用事業規程等の承認の取消し(第95条)</p>																			
<p>29 農協の解散の命令(第95条の2、第95条の3)</p>																			
<p>30 農協に対する処分又は命令を行う際の農協中央会への意見の聴取(第95条の4)</p>																			
<p>31 農協及び農協中央会の総会決議、選挙及び当選の取消し(第96条第1項)</p>																			
<p>32 農協の施設専属利用契約の取消し(第97条)</p>																			
<p>33 農協等の不祥事件に関する届出の受理(第97条の2第12</p>																			

	号、農業協同組合法施行規則 (以下この部において「省令」という。)第231条第1項第20号)				
	34 農協等の不祥事件に関するもの以外の届出の受理(第97条の2、省令第231条第1項)				—
	35 特定農業協同組合に係る余裕金の運用の承認(農業協同組合法施行令第3条の5第5項ただし書)				—
	36 業務報告書の提出、縦覧書類の縦覧の開始及び事業計画書等の提出の延期の承認(省令第202条第7項、第206条第2項、第232条第6項)				—
	37 特定農業協同組合の承認(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第59条)				—
	38 農協等がその経営の健全性を判断するための基準に関すること。				—
2～14 省略					

2～14 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
ブランド戦略課	1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の施行に関する事務	1 品質表示基準に関する指示(第19条の14第1項、第2項、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令(以下この部において「政令」という。)第11条第1項第1号)			—
		2 製造業者等に対する報告の徴収及び立入検査(第20条第2項、政令第11条第1項第2号、第3号)			—
		3 申出の受理及び措置(第21条、政令第11条第1項第4号)			—
		4 食品の表示に関する事務			—
2 農産物流通	1 農産物流通改善対策に関すること。				

の総 合企 画の 推進 に関 する 事務	(1) 農産物の流通改善に関する指導			—	
	3 卸 売市 場に 関す る事 務	1 卸売市場法の施行に関する こと。(漁政課の所管(水産物 を取り扱う卸売市場)に属 するものを除く。)			
		(1) 中央卸売市場整備計画の 策定及び変更並びに中央卸 売市場の開設区域の指定に 係る農林水産大臣からの協 議の回答(第5条第3項、 第5項、第7条第2項、第 3項)			—
		(2) 卸売市場整備計画の策定、 変更及び公表(第6条第1 項、第4項、第5項)		—	
		(3) 中央卸売市場の開設の認 可申請及び卸売業務の許可 申請の農林水産大臣への進 達(第9条第1項、第16条 第1項、第54条)			—
		(4) 中央卸売市場の開設者及 び卸売業者に係る農林水産 大臣への許可及び認可の申 請、届出並びに報告の進達 (第11条第1項、第14条第 1項、第20条、第24条、第 28条、第42条第2項、第53 条第1項、第54条)			—
		(5) 中央卸売市場の開設者及 び卸売業者の業務等の検査 (第48条、第76条)			—
		(6) 地方卸売市場に係る農林 水産大臣への報告等(第67 条、第69条)			—
		2 愛媛県卸売市場条例の施行 に関すること。(漁政課の所管 (水産物を取り扱う卸売市場) に属するものを除く。)			
		(1) 地方卸売市場の開設許可 等の公示(第35条)			—

備考 この表の適用については、同表決裁区分の欄中「局長」とあ
るのは「えひめブランド推進統括監」とする。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農産園芸課	1・2 省略				
	3 省略				
	4 農薬取締法の施行に関する事務	1～3 省略 4 販売者に対する農薬の販売の制限又は禁止（ <u>第14条第2項、第4項、農薬取締法施行令第4条第3項</u> ）			
	5 省略				
	6 省略				
	7 果樹農業振興特別措置法の施行に関する事務	1 <u>果樹農業振興計画の策定（第2条の3）</u>	—		
果実等生産出荷安定対策実施要綱（平成13年4月11	1	<u>計画生産出荷促進基本計画の調整（第2）</u>		—	
	2	<u>特別需給調整対策事業実施計画の了承（第2）</u>		—	
	3	<u>経営安定対策基本計画の了承（第2）</u>	—		
	4	<u>加工原料用果実価格安定対策基本計画の了承（第3）</u>	—		
	5	<u>加工原料用果実価格安定対策事業における保証基準価格及び最低基準価格の了承（第</u>	—		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農業経営課	1・2 省略				
	3 農業機械化に関する事務	1 <u>農業機械の有効利用の促進及び指導</u> 2 <u>農作業の安全対策の指導</u> 3 <u>農業機械の流通に関すること。</u>			—
	4 省略				
5 農薬取締法の施行に関する事務	1～3 省略				
	4 販売者に対する農薬の販売の制限又は禁止（ <u>第14条第4項</u> ）				
6 省略					
7 省略					

日付 け農 林水 産事 務次 官通 知) の施 行に 関す る事 務	3)				
	6 果実等消費拡大特別対策事業実施計画の了承(第3)				—
	7 果樹特別対策事業実施計画の了承(第3)				—
8 県果実生産出荷安定協議会からの指定果実に係る協議事項の了承(第3)					—
9 主 要農 作物 種子 法の 施行 に関 する 事務	1 主要農作物種子生産ほ場の指定(第3条)				—
10 果 樹等 の生 産に 係る 企画 指導 及び 奨励 に関 する 事務	1 果樹、米、麦、大豆、いも類、雑穀類、野菜、花き、工芸作物及び菌(以下この部において「果樹等」という。)の生産の振興計画に関する事。				—
	2 果樹等の生産団地の育成及び指導				—
	3 果樹等の関係団体の育成及び指導				—
	4 果樹等の生産流通加工の安定指導及び奨励				—
11 主 要食 糧の 需給 に関 する 事務	1 市町別の米穀の生産の目標数量の決定				—
12 種 苗法 の施 行に 関す る事 務	1 職務育種に係る品種登録申請(第5条、第8条)				—
13 社 団法人愛	1 業務対象年間の短縮の承認(社団法人愛媛県野菜価格安定基金協会業務方法書(以下				—

媛県 野菜 価格 安定 基金 協会 に関 する 事務	この部において「業務方法書」という。))			
	2 交付準備金残額の次期造成額への充当の承認(業務方法書)			—
	14 野菜生産出荷安定法の施行に関する事務	1 指定消費地域に対する出荷の安定を図るための勧告(第59条)		
	2 野菜指定産地の指定の申出(第5条)		—	
	3 生産出荷近代化計画の樹立、変更及び公表(第8条、第9条)			—
15 生産振興総合対策事業実施要綱(平成14年4月1日付け農林水産事務次官通知)の施行に関する事務	1 生産振興総合対策事業実施計画の作成及び承認(第6)		—	
	2 生産振興総合対策事業実施状況の報告(第11)			—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
担い手	1・2 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
担い手	1・2 省略				

対策推進室	3 農業の機械化に関する事務	1 農業機械の有効利用の促進及び指導																			
		2 農作業の安全対策の指導																			
		3 農業機械の流通に関すること。																			
	4 中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け農林水産事務次官通知）の施行に関する事務	1 特認地域及び特認基準にすること。																			
		(1) 設定及び変更（第4、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用について（平成12年4月1日付け農林水産省構造改善局長通知。以下この部において「運用通知」という。）第3の12）	—																		
		(2) 農村振興局長との協議（第4、運用通知第3の12）																			
		(3) 決定（第4、運用通知第3の12）																			
		2 市町長が特に必要と認める農用地に関すること。																			
		(1) 緩傾斜農用地のガイドラインの策定（第4の2、運用通知第3の9）	—																		
		(2) 市町間の基準の調整																			
		3 市町村基本方針の認定（第5）																			
		4 交付金の交付実績の報告（第11）																			
		5 実施状況の公表（第12）																			
		6 交付金交付の評価（第13）																			
		5 中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け農林水産事務次官通知）の施行に関する事務	1 推進指導（第3の1）																		
	2 審査等に関すること。																				
	(1) 市町村基本方針の策定指導及び審査（第3の1）																				
	(2) 所要額調書の作成（第3の1）																				
	3 事業の実施に関すること。																				
	(1) 市町村実施計画の樹立及び変更の届出の受理（第4の2）																				
(2) 事業実績の報告（第6の2）																					

月1	4 その他推進事業の実施に必				
日付	要な事項に関すること(第3				
け農	の1)。				
林水					
産事					
務次					
官通					
知)					
の施					
行に					
関す					
る事					
務					

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
農 産 園 芸 課	1 果 樹農 業振 興特 別措 置法 の施 行に 関す る事 務	1 果樹農業振興計画の策定 (第2条の3)	—		
	2 果 実等 生産 出荷 安定 対策 実施 要綱 (平 成13 年4 月11 日付 け農 林水 産事 務次 官通 知) の施 行に 関す	1 計画生産出荷促進基本計画 の調整(第2)		—	
		2 特別需給調整対策事業実施 計画の了承(第2)			—
		3 経営安定対策基本計画の了 承(第2)		—	
		4 加工原料用果実価格安定対 策基本計画の了承(第3)		—	
	5 加工原料用果実価格安定対 策事業における保証基準価格 及び最低基準価格の了承(第 3)			—	
		6 果実等消費拡大特別対策事 業実施計画の了承(第3)			—
		7 果樹特別対策事業実施計画 の了承(第3)			—
8 県果実生産出荷安定協議会 からの指定果実に係る協議事 項の了承(第6)				—	

		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="890 127 970 232">る事 務</td> <td data-bbox="970 127 1257 232"></td> <td data-bbox="1257 127 1337 232"></td> <td data-bbox="1337 127 1417 232"></td> <td data-bbox="1417 127 1500 232"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="890 232 970 577">3 主 要農 作物 種子 法の 施行 に関 する 事務</td> <td data-bbox="970 232 1257 577">1 主要農作物種子生産ほ場の 指定（第3条）</td> <td data-bbox="1257 232 1337 577"></td> <td data-bbox="1337 232 1417 577"></td> <td data-bbox="1417 232 1500 577">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="890 577 970 2078">4 果 樹、 米、 麦、 大 豆、 いも 類、 雑穀 類、 野 菜、 花 き、 工芸 作物 及び 繭 （以 下こ の部 にお いて 「果 樹 等」 とい う。） の生 産に 係る 企 画、 指導 及び 奨励 に関 する 事務</td> <td data-bbox="970 577 1257 672">1 果樹等の生産の振興計画に 関すること。</td> <td data-bbox="1257 577 1337 672"></td> <td data-bbox="1337 577 1417 672">—</td> <td data-bbox="1417 577 1500 672"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="970 672 1257 743">2 果樹等の生産団地の育成及 び指導</td> <td data-bbox="1257 672 1337 743"></td> <td data-bbox="1337 672 1417 743"></td> <td data-bbox="1417 672 1500 743">—</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="970 743 1257 815">3 果樹等の関係団体の育成及 び指導</td> <td data-bbox="1257 743 1337 815"></td> <td data-bbox="1337 743 1417 815"></td> <td data-bbox="1417 743 1500 815">—</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="970 815 1257 2078">4 果樹等の生産流通加工の安 定指導及び奨励</td> <td data-bbox="1257 815 1337 2078"></td> <td data-bbox="1337 815 1417 2078"></td> <td data-bbox="1417 815 1500 2078">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="890 2078 970 2145">5 農</td> <td data-bbox="970 2078 1257 2145">1 品質表示基準に関する指示</td> <td data-bbox="1257 2078 1337 2145"></td> <td data-bbox="1337 2078 1417 2145"></td> <td data-bbox="1417 2078 1500 2145">—</td> </tr> </table>	る事 務					3 主 要農 作物 種子 法の 施行 に関 する 事務	1 主要農作物種子生産ほ場の 指定（第3条）			—	4 果 樹、 米、 麦、 大 豆、 いも 類、 雑穀 類、 野 菜、 花 き、 工芸 作物 及び 繭 （以 下こ の部 にお いて 「果 樹 等」 とい う。） の生 産に 係る 企 画、 指導 及び 奨励 に関 する 事務	1 果樹等の生産の振興計画に 関すること。		—			2 果樹等の生産団地の育成及 び指導			—		3 果樹等の関係団体の育成及 び指導			—		4 果樹等の生産流通加工の安 定指導及び奨励			—	5 農	1 品質表示基準に関する指示			—
る事 務																																					
3 主 要農 作物 種子 法の 施行 に関 する 事務	1 主要農作物種子生産ほ場の 指定（第3条）			—																																	
4 果 樹、 米、 麦、 大 豆、 いも 類、 雑穀 類、 野 菜、 花 き、 工芸 作物 及び 繭 （以 下こ の部 にお いて 「果 樹 等」 とい う。） の生 産に 係る 企 画、 指導 及び 奨励 に関 する 事務	1 果樹等の生産の振興計画に 関すること。		—																																		
	2 果樹等の生産団地の育成及 び指導			—																																	
	3 果樹等の関係団体の育成及 び指導			—																																	
	4 果樹等の生産流通加工の安 定指導及び奨励			—																																	
5 農	1 品質表示基準に関する指示			—																																	

			林物 資の 規格 化及 び品 質表 示の 適正 化に 関す る法 律の 施行 に関 する 事務	(第19条の14第1項、第2項、 政令第11条第1項第1号)			
			2 製造業者等に対する報告の 徴収及び立入検査(第20条第 2項、政令第11条第1項第2 号、第3号)			—	
			3 申出の受理及び措置(第21 条、政令第11条第1項第4号)			—	
			4 食品の表示に関する事務			—	
6 農 産物 流通 の総 合企 画の 推進 に関 する 事務			1 農産物流通改善対策に関す ること。				
			(1) 農産物の流通改善に関す る指導			—	
7 卸 売市 場に 関す る事 務漁 政課 の所 置水 産物 を取 扱う 卸売 市場) に属 する もの を除 く。)			1 卸売市場法の施行に関する こと。				
			(1) 中央卸売市場整備計画の 策定及び変更並びに中央卸 売市場の開設区域の指定に 係る農林水産大臣からの協 議の回答(第5条第3項、 第5項、第7条第2項、第 3項)			—	
			(2) 卸売市場整備計画の策定、 変更及び公表(第6条第1 項、第4項、第5項)			—	
			(3) 中央卸売市場の開設の認 可申請及び卸売業務の許可 申請の農林水産大臣への進 達(第9条第1項、第16条 第1項、第54条)			—	
			(4) 中央卸売市場の開設者及 び卸売業者に係る農林水産 大臣への許可及び認可の申 請、届出並びに報告の進達 (第11条第1項、第14条第 1項、第20条、第24条、第			—	

		28条、第42条第2項、第53条第1項、第54条)			
		(5) 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の業務等の検査(第48条、第76条)			—
		(6) 地方卸売市場に係る農林水産大臣への報告等(第67条、第69条)			—
		2 愛媛県卸売市場条例の施行に関すること。			
		(1) 地方卸売市場の開設許可等の公示(第35条)			—
	8 主要食糧の需給に関する事務	1 市町別の米穀の生産の目標数量の決定	—		
	9 米の消費拡大に関する事務	1 米の消費拡大に関すること。		—	
	10 種苗法の施行に関する事務	1 職務育種に係る品種登録申請(第5条、第8条)		—	
	11 茶樹優良苗木配付要綱昭和38年5月1日付け農林事務次官通達の施行に関する	1 種苗需要数量の取りまとめ及び申込み(4)			—
		2 種苗の配布数量の報告(6)			—

		<p>事務</p> <p>12 養 1 たばこ養蚕協議会の運営 蚕及 (第2)</p> <p>びた 2 被害予防に関する指導(第 ばこ 3) の協 調に 関す る要 徴昭 和31 年10 月3 日制 定の 施行 に関 する 事務</p> <p>13 社 1 業務対象年間の短縮の承認 団法 (社団法人愛媛県野菜価格安 人愛 定基金協会業務方法書(以下 媛県 この部において「業務方法書」 野菜 という。)) 価格 2 交付準備金残額の次期造成 安定 額への充当の承認(業務方法 基金 書) 協会 に関 する 事務</p> <p>14 青 1 野菜の入荷量及び価格の公 果物 表事業の協力(第4) 流通 合理 化対 策事 業実 施要 領昭 和42 年7 月29 日付 け農 林事 務次 官通 達の 施行 に関 する</p>					<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>
--	--	--	--	--	--	--	----------------------------

事務				
15 野菜生産出荷安定法の施行に関する事務	1 指定消費地域に対する出荷の安定を図るための勧告（第59条）		—	
	2 野菜指定産地の指定の申出（第5条）		—	
	3 生産出荷近代化計画の樹立、変更及び公表（第8条、第9条）		—	
16 生産振興総合対策事業実施要綱平成14年4月1日付け農林水産事務次官通知の施行に関する事務	1 生産振興総合対策事業実施計画の作成及び承認（第6）		—	
	2 生産振興総合対策事業実施状況の報告（第11）			—
17 農産物関係資金の融資に関する事務	1 農産物関係資金の融資適正基準の審査			—

備考 この表5の部から7の部まで及び9の部の適用については、同表決裁区分の欄中「局長」とあるのは「えひめブランド推進統括監」とし、同欄中「課長」とあるのは「えひめブランド推進監」とする。

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長

畜産課	1～23 省略				
	24 家畜保健衛生所条例の施行に関する事務	1 家畜保健衛生所長の管轄区域外における権限の行使命令（第2条）			
	25～29 省略				

畜産課	1～23 省略				
	24 家畜保健衛生所条例の施行に関する事務	1 家畜保健衛生所の支所の設置（第2条） 2 家畜保健衛生所長の管轄区域外における権限の行使命令（第3条）			
	25～29 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
林業政策課	1 省略				
	2 林業・木材産業等振興施設整備交付金で導入した機械施設等の管理について（昭和46年1月6日付け林野庁長官通知）の施行に関する事	1 省略			

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
林業政策課	1 省略				
	2 林業・木材産業構造改革事業で導入した機械施設等の管理について（昭和46年1月6日付け林野庁長官通知）の施行に関する事	1 省略			

務					
3 ~ 5 省略					
6 省 略					
7 省 略					
8 省 略					
9 省 略					
10 省 略					
11 省 略					
12 省 略					
13 省 略					
14 省 略					
15 省 略					
16 省 略					
17 省 略					

務					
3 ~ 5 省略					
6 独 立行 政法 人緑 資源 機構 法の 施行 に関 する 事務	1 林道事業実施計画の策定に 関する協議（第13条第3項）	—			
	2 林道事業実施計画の変更に 関する協議（第13条第3項、 第19条第4項）		—		
	3 緑資源幹線林道事業に係る 用地事務の委託に関する協定 の協議			—	
	4 緑資源幹線林道事業に係る 用地事務の委託契約の締結				—
7 省 略					
8 省 略					
9 省 略					
10 省 略					
11 省 略					
12 省 略					
13 省 略					
14 省 略					
15 省 略					
16 省 略					
17 省 略					
18 省 略					

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
全 国 育 樹 祭 室	1 第	1 ~ 4 省略			
	32回 全国 育樹 祭の 開催	5 その他第32回全国育樹祭の 開催 に関すること。			

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
全 国 育 樹 祭 開	1 第	1 ~ 4 省略			
	32回 全国 育樹 祭の 開催	5 その他第32回全国育樹祭の 開催準備に関すること。			

— に 関 する 事 務					
-----------------------------	--	--	--	--	--

催 準 備 室	準 備 に 関 する 事 務				
------------------	----------------------------------	--	--	--	--

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
用 地 課	1 省 略				
	2 省 略				
	3 省 略				

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
用 地 課	1 省 略				
	2 四 国 横 断 自 動 車 道 建 設 用 地 及 び 国 土 交 通 省 直 轄 事 業 用 地 の 委 任 に 関 す る 協 定 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 用地取得計画の策定 2 土地鑑定人の選任及び鑑定 依頼	—		—
	3 省 略				
	4 省 略				

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
建 築 住 宅 課	1～12 省略				
	13 愛 媛 県 営 住 宅	1～5 省略 6 県営住宅駐車場の指定（第 23条の17第1項）	—		

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
建 築 住 宅 課	1～12 省略				
	13 愛 媛 県 営 住 宅	1～5 省略			

管理 条例 の施 行に 関す る事 務	7 駐車場使用料の決定及び変更（第23条の20第1項、第3項）		—		
	8 県営住宅駐車場の明渡し請求等（第23条の23第1項、第3項、第4項）		—		
	9 省略				
14～18 省略					

管理 条例 の施 行に 関す る事 務					
	6 省略				
14～18 省略					

別表第9（第4条関係）

知事の権限に属する出納局関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			知事	専決者
				出納局長 課長
出納局	1 愛媛県会計規則の施行に関する事務	1 会計検査の実施（第228条）		
	2 愛媛県証紙条例の施行に関する事務	1 証紙をもつて納付すべき使用料及び手数料の範囲の決定（第2条）		
		2 証紙の返還又は交換の承認（第7条）		
3 地方自治法の施行に関する事務	1 証紙売りさばき人の指定に係る告示等（愛媛県証紙条例施行規則第5条）			
	1 決算及び決算関係書類を監査委員の審査に付すること（第233条第2項）。	2 認定決算の総務大臣への報告及び要領の公表（第233条第6項）		
		3 指定金融機関等の指定等（第235条第1項、地方自治法施行令第168条、愛媛県会計規則第192条）		
4 愛媛県用品調達規則の施行に関する事務	1 普通物品の購入に関すること（第6条）。			
	(1) 予定価格1件1,000万円以上		—	
	(2) 予定価格1件1,000万円未満			—
5 製造の請負等に	1 製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格の認定			—

別表第9（第4条関係）

知事の権限に属する出納局関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			知事	専決者
				出納局長
出納局	1 愛媛県会計規則の施行に関する事務	1 会計検査の実施（第228条）		
	2 愛媛県証紙条例の施行に関する事務	1 証紙をもつて納付すべき使用料及び手数料の範囲の決定（第2条）		
		2 証紙の返還又は交換の承認（第7条）		
3 地方自治法の施行に関する事務	3 証紙売りさばき人の指定に係る告示等（愛媛県証紙条例施行規則第5条）			
	1 決算及び決算関係書類を監査委員の審査に付すること（第233条第2項）。	2 認定決算の総務大臣への報告及び要領の公表（第233条第6項）		
		3 指定金融機関等の指定等（第235条第1項、地方自治法施行令第168条、愛媛県会計規則第192条）		

係る競争 入札参加 資格審査 に関する 事務	(製造の請負等に係る競争 入札の参加者の資格及び資 格審査に関する要綱(平成 8年2月愛媛県告示第192 号)第2条、第4条)			
	2 記載事項の変更並びに事 業の休止及び廃止の届出の 受理(製造の請負等に係る 競争入札の参加者の資格及 び資格審査に関する要綱第 6条第1項)			—
6 旅費の 支出の集 中処理業 務に關す る事務	1 旅費の支出の集中処理業 務に関すること。			—

別表第10(第4条関係)

会計管理者の権限に属する事務に係る決裁事項

事務の 種 類	事 項	決裁区分	
		会計 管理 者	専決者 出納員
1～3 省略			

別表第10(第4条関係)

会計管理者の権限に属する事務に係る決裁事項

事務の 種 類	事 項	決裁区分	
		会計 管理 者	専決者 出納員
1～3 省略			

備考 旅費の支出の集中処理業務に係る支出負担行為の確認に關する事務に係るこの表1の部4の項(4)の適用については、同表決裁区分の欄中「出納員」とあるのは、「行政システム改革課長」とする。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県訓令第8号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(総務企画部各課の所掌事務) 第2条 省略 2～5 省略 6 総務県民室においては、第1項第8号、第9号、第13号から第15号まで、第18号、第21号の4 _____ から第21号の23まで	(総務企画部各課の所掌事務) 第2条 省略 2～5 省略 6 総務県民室においては、第1項第8号、第9号、第13号、第14号 _____、第18号、第21号の4 及び第21号の6 から第21号の23まで

並びに第2項第2号、第4号、第8号及び第14号に掲げる事務並びに次の事務を所掌する。

(1)~(6) 省略

7 省略

(産業経済部各課室の所掌事務)

第4条 省略

(1)~(22) 省略

(23) 生産物の処理に関すること。

(24) 省略

(25) 省略

2 省略

3 地域農業室の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(8) 省略

(9) ほ場の管理及び運営に関すること(東予地方局今治支局、中予地方局及び南予地方局本局に限る。)

4~11 省略

12 第3項及び前項の規定にかかわらず、東予地方局今治支局の地域農業室においては、第1項第23号に規定する事務を所掌する。

13 省略

14 省略

(職務)

第12条 省略

2・3 省略

4 建設技術監は、上司の命を受け、土木事務所の所管に属する事務を統括する。

5 省略

6 省略

7 省略

8 省略

9 省略

10 省略

11 省略

12 省略

13 省略

14 省略

15 省略

16 省略

17 省略

18 省略

19 省略

20 省略

21 省略

22 省略

23 省略

24 省略

25 省略

26 省略

27 省略

28 省略

29 省略

30 省略

並びに第2項第2号、第4号、第8号及び第14号に掲げる事務並びに次の事務を所掌する。

(1)~(6) 省略

7 省略

(産業経済部各課室の所掌事務)

第4条 省略

(1)~(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

2 省略

3 地域農業室の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(8) 省略

4~11 省略

12 省略

13 省略

(職務)

第12条 省略

2・3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

8 省略

9 省略

10 省略

11 省略

12 省略

13 省略

14 省略

15 省略

16 省略

17 省略

18 省略

19 省略

20 省略

21 省略

22 省略

23 省略

24 省略

25 省略

26 省略

27 省略

28 省略

29 省略

31 省略

32 省略

33 省略

(地方局長に対する事務の委任)

第13条 省略

2 地方局長（中予地方局長以外の地方局長に提出された申請書又は旅券に係る第4号の4から第4号の10までの事務（第4号の5の事務のうち、知事が自ら処理することが適当であると認められたものを除く。）及び知事が受理した申請書に係る第4号の5の事務のうち知事が地方局長が処理することが適当であると認められたものにあつては、当該地方局長。ただし、一の地方局長が受理した申請書に係る同号の事務で、知事が他の地方局長が処理することが適当であると認められたものにあつては、当該他の地方局長）に委任する事務のうち、総務企画部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(23) 省略

24 消費生活協同組合法第10条第3項の規定に基づく共済事業を行う消費生活協同組合（以下この項において「組合」という。）に対する他の事業の承認に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

25 消費生活協同組合法第12条第4項第2号及び第3号の規定に基づく員外利用の許可に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

25の2 消費生活協同組合法第12条の2第3項において準用する保険業法第305条の規定に基づく共済代理店に対する報告の徴収及び立入検査に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

26 消費生活協同組合法第40条第4項の規定に基づく定款変更の認可に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

27 消費生活協同組合法第40条第5項の規定に基づく共済事業規約の の設定、変更又は廃止の認可に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

28 消費生活協同組合法第40条第6項の規定に基づく貸付事業規約の設定、変更又は廃止の認可に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

28の2 消費生活協同組合法第50条の9の規定に基づく価格変動準備金の積立て及び取崩しに関する認可に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

28の3 消費生活協同組合法第53条の4第1項の規定に基づく共済契約に係る契約条件の変更の申出の承認に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

28の4 消費生活協同組合法第53条の10第1項及び第3項の規定に基づく共済調査人の選任及び解任に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

28の5 消費生活協同組合法第53条の13第1項の規定に基づく議決に係る契約条件の変更の承認に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

28の6 消費生活協同組合法第53条の17第2項及び第53条の19第2項の規定に基づく共済事業兼業組合等の議決権の保有の承認に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

28の7 消費生活協同組合法第93条の規定に基づく業務又は会計の

30 省略

31 省略

32 省略

(地方局長に対する事務の委任)

第13条 省略

2 地方局長（中予地方局長以外の地方局長に提出された申請書又は旅券に係る第4号の4から第4号の10までの事務（第4号の5の事務のうち、知事が自ら処理することが適当であると認められたものを除く。）及び知事が受理した申請書に係る第4号の5の事務のうち知事が地方局長が処理することが適当であると認められたものにあつては、当該地方局長。ただし、一の地方局長が受理した申請書に係る同号の事務で、知事が他の地方局長が処理することが適当であると認められたものにあつては、当該他の地方局長）に委任する事務のうち、総務企画部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(23) 省略

24及び25 削除

26 消費生活協同組合法第43条第3項の規定に基づく定款変更の認可に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

27 消費生活協同組合法第43条第4項の規定に基づく同法第26条の3に係る規約の設定、変更又は廃止の認可に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

28 消費生活協同組合法第12条第3項の規定に基づく員外利用の許可に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

状況に関する報告の徴収に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

28の8 消費生活協同組合法第93条の2の規定に基づく組合員等に関する報告の徴収に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

28の9 消費生活協同組合法第93条の3第1項及び第2項の規定に基づく業務又は会計の状況に関する報告又は資料の提出の要求に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

28の10 消費生活協同組合法第94条第1項から第5項までの規定に基づく業務又は会計の状況の検査に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）

29～(115) 省略

116 愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定に基づく愛媛県議会議員の選挙における選挙運動用自動車の使用に係る公費の支出に関すること。

117 愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づく愛媛県議会議員の選挙における選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支出に関すること。

3・4 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1)～(69)の3 省略

69の4 愛媛県営住宅管理条例第23条の18第1項の規定に基づく県営住宅駐車場の使用の許可に関すること。

69の5 愛媛県営住宅管理条例第23条の18第2項の規定に基づく県営住宅駐車場の変更の使用の許可に関すること。

69の6 愛媛県営住宅管理条例第23条の18第3項の規定に基づく県営住宅駐車場の変更の届出の受理に関すること。

69の7 愛媛県営住宅管理条例第23条の19の規定に基づく県営住宅駐車場の使用者の選考に関すること。

69の8 愛媛県営住宅管理条例第23条の20第2項の規定に基づく駐車場使用料の徴収に関すること。

69の9 愛媛県営住宅管理条例第23条の21の規定に基づく県営住宅駐車場の使用の承継に関すること。

69の10 愛媛県営住宅管理条例第23条の22の規定に基づく県営住宅駐車場の明渡しの確認に関すること。

69の11 愛媛県営住宅管理条例第23条の25において準用する同条例第10条の規定に基づく駐車場使用料の猶予又は減免に関すること。

(70)・(71) 省略

71の2 愛媛県営住宅管理条例施行規則第12条の9の規定に基づく県営住宅駐車場の使用決定の通知に関すること。

(72)～(76) 省略

6 省略

(地方局長の専決事項)

第14条 省略

2～4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 省略

(2) 省略

28の2 消費生活協同組合法第94条の規定に基づく業務又は会計の状況の検査に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

29～(115) 省略

3・4 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1)～(69)の3 省略

(70)・(71) 省略

(72)～(76) 省略

6 省略

(地方局長の専決事項)

第14条 省略

2～4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 省略

(2) 中小企業退職金共済法に基づく証明に関すること。

(3) 省略

(3) 省略

(4)~(52) 省略

(支局長の専決事項)

第15条 支局長の専決すべき事項のうち、総務県民室に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)~(7) 省略

(8) 災害対策本部地方局支部の設置及び解散に関すること。

2 支局長の専決すべき事項のうち、健康福祉環境部に関する事項は、広域にわたる災害救護活動の連絡調整に関することとする。

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 省略

(1)~(13)の75 省略

(13)の76 愛媛県営住宅管理条例第23条の18第1項の規定に基づく県営住宅駐車場の使用の許可に関すること。

(13)の77 愛媛県営住宅管理条例第23条の18第2項の規定に基づく県営住宅駐車場の変更の使用の許可に関すること。

(13)の78 愛媛県営住宅管理条例第23条の18第3項の規定に基づく県営住宅駐車場の変更の届出の受理に関すること。

(13)の79 愛媛県営住宅管理条例第23条の19の規定に基づく県営住宅駐車場の使用者の選考に関すること。

(13)の80 愛媛県営住宅管理条例第23条の20第2項の規定に基づく駐車場使用料の徴収に関すること。

(13)の81 愛媛県営住宅管理条例第23条の21の規定に基づく県営住宅駐車場の使用の承継に関すること。

(13)の82 愛媛県営住宅管理条例第23条の22の規定に基づく県営住宅駐車場の明渡しの確認に関すること。

(13)の83 愛媛県営住宅管理条例第23条の25において準用する同条例第10条の規定に基づく駐車場使用料の猶予又は減免に関すること。

(13)の84 省略

(13)の85 省略

(13)の86 愛媛県営住宅管理条例施行規則第12条の9の規定に基づく県営住宅駐車場の使用決定の通知に関すること。

(13)の87 省略

(13)の88 省略

(14)~(33) 省略

(3)の2 省略

(4)~(52) 省略

(支局長の専決事項)

第15条 支局長の専決すべき事項のうち、総務県民室に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)~(7) 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 省略

(1)~(13)の75 省略

(13)の76 省略

(13)の77 省略

(13)の78 省略

(13)の79 省略

(14)~(33) 省略

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県訓令第9号

各 地 方 機 関

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(代決者) 第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。	(代決者) 第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者
局長の権限に属する事務	省略		
支局長の権限に属する事務	支局長	課長、室長	課長補佐、室長補佐
省略			

2 省略

別表第1 (第4条関係)

局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事 項	決裁区分		
		局 長	専決者	
			部 長	課 長
1～8 省略				
9 補助金等に関する事務	1 愛媛県補助金等交付規則の施行に関する事。			
	(1)～(9) 省略			
	(10) 身分証明書の交付(第24条第2項)		—	
10 要綱その他の規程で公表を要しないもの施行に関する事務	1 指定、認定、許可、認可、承認、届出、報告等に関する事。			
	(1) 特に重要なもの	—		
	(2) 重要なもの		—	
	(3) 軽易なもの			—
11 省略				

備考 1・2 省略

3 総務県民室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

(1) 1の部6の項から8の項まで

(2) 4の部1の項(1)才及び(3)並びに2の項

(3) 5の部3の項

(4) 6の部1の項

(5) 8の部1の項(3)、3の項(12)及び(13)、4の項(12)及び(13)並びに5の項

(6) 11の部3の項

4 福祉室、商工観光室、支局商工観光室、地域農業室、産地育成室、企画検査室、支局地域農業室又は支局産地育成室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者
局長の権限に属する事務	省略		
省略			
省略			

2 省略

別表第1 (第4条関係)

局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事 項	決裁区分		
		局 長	専決者	
			部 長	課 長
1～8 省略				
9 補助金等に関する事務	1 愛媛県補助金等交付規則の施行に関する事。			
	(1)～(9) 省略			
10 省略				

備考 1・2 省略

3 _____ 地域農業室、産地育成室、企画検査室、支局地域農業室又は支局産地育成室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

- (1)~(4) 省略
- (5) 10の部 1の項(3)
- (6) 省略

5 この表 8の部の適用については、支局商工観光室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」とし、支局地域農業室及び支局産地育成室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「支局地域農業室長」とする。

- (1) 1の項(3)
- (2) 2の項(3)
- (3) 3の項(3)、(5)、(8)、(11)及び(12)
- (4) 4の項(3)、(5)、(8)、(11)及び(12)
- (5) 5の項

6 省略

別表第2（第4条関係）

局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
総務 県民課	1~24 省略				
	25 消費生活協同組合法の施行に関する事務	1 共済事業を行う消費生活協同組合（以下この部において「組合」という。）に対する他の事業の承認（第10条第3項）		—	
		2 員外利用の許可（第12条第4項第2号、第3号）		—	
		3 共済代理店に対する報告の徴収及び立入検査（第12条の2第3項、保険業法第305条）		—	
		4 定款変更の認可（第40条第4項、第7項、第59条第1項から第3項まで）			
		5 共済事業規約の設定、変更又は廃止の認可（第40条第5項）			
		6 貸付事業規約の設定、変更又は廃止の認可（第40条第6項）		—	
		7 価格変動準備金の積立及び取崩しに関する認可（第50条の9）		—	
		8 共済契約に係る契約条件の変更の申出の承認（第53条の		—	

- (1)~(4) 省略
- (5) 省略

4 省略

別表第2（第4条関係）

局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
総務 県民課	1~24 省略				
	25 消費生活協同組合法の施行に関する事務	1 定款変更の認可（第43条第3項 _____）			
		2 共済事業の規約の認定、変更又は廃止の認可（第43条第4項）			
		3 員外利用の許可（第12条第3項）		—	

	4 第 1 項)								
	9 共済調査人の選任及び解任 (第53条の10第 1 項、第 3 項)		—						
	10 議決に係る契約条件の変更 の承認 (第53条の13第 1 項)		—						
	11 共済事業兼業組合等の議決 権の保有の承認 (第53条の17 第 2 項、第53条の19第 2 項)		—						
	12 業務又は会計の状況に關す る報告の徴収 (第93条)					—			
	13 組合員等に関する報告の徴 収 (第93条の 2)					—			
	14 業務又は会計の状況に關す る報告又は資料の提出の要求 (第93条の 3 第 1 項、第 2 項)					—			
	15 業務又は会計の状況の検査 (第94条第 1 項から第 5 項ま で)								
26	省略								
27	男女 共同参 画に關 する施 策の企 画及び 調整に 關する 事務	1・2 省略							
		3 男女共同参画に関する問題 の連絡調整							
28	省略								
29	省略								
30	省略								
31	省略								
32	省略								
33	省略								
34	省略								
35	省略								
36	省略								
37	省略								
38	省略								
39	省略								
26	省略								
27	男女 共同参 画に關 する施 策の企 画及び 調整に 關する 事務	1・2 省略							
		3 男女共同参画に関する問題 の連絡調整省略							
28	省資 源・省 エネル ギー運 動の推 進に關 する事 務	1 省資源・省エネルギー運動 の推進				—			
29	省略								
30	省略								
31	省略								
32	省略								
33	省略								
34	省略								
35	省略								
36	省略								
37	省略								
38	省略								
39	省略								
40	省略								

40	省略			
41	省略			
42	省略			
43	省略			

備考 1 総務県民室においては、この表3の部1の項、3の項及び4の項、4の部、5の部、7の部2の項(1)から(3)まで及び3の項、8の部1の項(2)及び3の項、11の部2の項、4の項から6の項まで及び8の項から10の項まで、14の部1の項、29の部1の項(2)、30の部1の項(2)、32の部1の項、34の部、35の部2の項並びに37の部2の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。

2 総務県民室においては、この表7の部1の項及び2の項(4)、8の部1の項(1)並びに35の部3の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「局長」及び「部長」とあるのは「支局長」として、同表の規定を適用する。

別表第3（第4条関係）

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
企画課	1～17 省略				

備考 東予地方局今治支局及び南予地方局八幡浜支局においては、この表1の部2の項に掲げる事務については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「支局長」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
地域福祉課	1・2 省略				
	3 障害者自立支援法の施行に関する事務	1・2 省略			
		3 指定障害福祉サービス事業者に関すること。			
		(1)～(3) 省略			
		(4) 指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理（第46条第1項_____）			
	(5)～(9) 省略				
4～11 省略					

41	省略			
42	省略			
43	省略			
44	省略			

備考 総務県民室においては、総務県民課の表3の部1の項、3の項及び4の項、4の部、7の部、8の部1の項及び3の項、10の部2の項、4の項から6の項まで及び8の項から10の項まで、13の部1の項、30の部1の項、31の部1の項、33の部1の項、35の部、36の部2の項及び3の項並びに38の部2の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「局長」及び「部長」とあるのは「支局長」と、「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。

別表第3（第4条関係）

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
企画課	1～17 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
地域福祉課	1・2 省略				
	3 障害者自立支援法の施行に関する事務	1・2 省略			
		3 指定障害福祉サービス事業者に関すること。			
		(1)～(3) 省略			
		(4) 指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の処理（第46条第1項、第51条第2項）			
	(5)～(9) 省略				
4～11 省略					

4・5 省略				
6 知的 障害者 福祉法 の施行 に關す る事務	1・2 省略			
7 児童 福祉法 の施行 に關す る事務	1 省略			
	2 指定知的障害児施設等に關 すること。			
	(1)~(8) 省略			
	(9) 措置命令(第24条の16第 3項_____)			
	(10) 省略			
3~5 省略				
8~27 省略				

4・5 省略				
6 知的 障害者 福祉法 の施行 に關す る事務	1・2 省略 3 <u>療育手帳(療育手帳交付要 綱(昭和48年11月13日制定) 第5)</u>			—
7 児童 福祉法 の施行 に關す る事務	1 省略			
	2 指定知的障害児施設等に關 すること。			
	(1)~(8) 省略			
	(9) 措置命令(第24条の16第 3項、第4項)			
	(10) 省略			
3~5 省略				
8~27 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
健康増進課	1~5 省略				
	6 障害 者自立 支援法 の施行 に關す る事務	1 <u>当該職員の証の交付(第9 条第2項、第10条第2項、第 11条第3項、第66条第2項)</u>		—	

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
健康増進課	1~5 省略				

別表第4(第4条関係)

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	室長
商工 観光 室	1 商工 業及び 観光事 業の振 興に關 する事 務	1 工場立地法に基づく諸報告 に關すること。			—
		2~8 省略			

別表第4(第4条関係)

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	室長
商工 観光 室	1 商工 業及び 観光事 業の振 興に關 する事 務	1 工場立地法に基づく諸報告 に關すること。		—	
		2~8 省略			

2・3 省略				
4 商工 会法の 施行に 関する 事務	1 商工会に関する事。			
	(1)～(4) 省略			
	(5) 報告の徴収及び立入検査 (第50条第1項、第60条、 政令第6号)			—
	(6)～(12) 省略			
5 商工 会議所 法の施 行に関 する事 務	1～8 省略			
	9 報告の徴収及び立入検査(第 58条第1項、第84条、政令第7 条第1項第6号)			—
	10～12 省略			
6～17 省略				

備考 東予地方局今治支局及び南予地方局八幡浜支局においては、この表1の部1の項から3の項まで、6の項、4の部1の項5号、5の部9の項、9の部、12の部1の項(6)、(7)、(9)及び(16)の規定を適用する。

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者 部 長 課 長	
農 村 整 備 課	1～3 省 略				
	4 土地 改良法 の施行 に關す る事務	1～5 省略			
		6 土地改良事業計画に対する 異議の申出に係る決定(第9 条第1項、第2項、第48条第 9項、第84条、第96条の2第 5項、第96条の3第5項)			
		7～14 省略			
	15 土地改良施設の管理規程の 認可及び管理規程の変更又は 廃止の認可(第57条の2第1 項、第3項、第4項、第84条、 第96条の4)				
16～24 省略					
5～8 省略					

備考 1 本局の農村整備第一課及び農村整備第二課の決裁事項については、本局農村整備課の例による。
2 支局の農村整備課、農村整備第一課及び農村整備第二課においては、この表2の部、3の部、4の部3の項から7の項まで及び12の項から21の項まで並びに5の部から7の部までの規定を適用する。

2・3 省略				
4 商工 会法の 施行に 関する 事務	1 商工会に関する事。			
	(1)～(4) 省略			
	(5) 報告の徴収及び立入検査 (第50条第1項、第60条、 政令第6号)			—
	(6)～(12) 省略			
5 商工 会議所 法の施 行に関 する事 務	1～8 省略			
	9 報告の徴収及び立入検査(第 58条第1項、第84条、政令第7 条第1項第6号)			—
	10～12 省略			
6～17 省略				

備考 東予地方局今治支局及び南予地方局八幡浜支局においては、この表1の部1の項から3の項まで、6の項及び7の項、2の部5の項及び9の項、5の部1の項、7の部1の項並びに9の部4の項、6の項、7の項、9の項、16の項及び17の項の規定を適用する。

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者 部 長 課 長	
農 村 整 備 課	1～3 省 略				
	4 土地 改良法 の施行 に關す る事務	1～5 省略			
		6 土地改良事業計画に対する 異議の申出に係る決定(第9 条第1項____、第48条第 9項、第84条、第96条の2第 5項、第96条の3第5項)			
		7～14 省略			
	15 土地改良施設の管理規程の 認可及び管理規程の変更又は 廃止の認可(第57条の2第1 項、第3項、第4項、第84条_ _____)				
16～24 省略					
5～8 省略					

備考 1 _____農村整備第一課及び農村整備第二課の決裁事項については、本局農村整備課の例による。
2 東予地方局今治支局
においては、この表2の部、3の部、4の部3の項から7の項まで、12の項から14の項まで及び16の項から21の項まで並びに5の部から7の部までの規定を適用する。

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
森 林 業 課	1～6 省略				
	7 県営 林経営 事業に 関する 事務	1 省略			
		2 指名業者の選定			
		(1) 1件の設計金額が2,000万円以上のもの	—		
		(2) 1件の設計金額が1,000万円以上2,000万円未満のもの		—	
		(3) 1件の設計金額が1,000万円未満のもの			—
3～6 省略					
8～19 省略					

備考 省略

別表第5（第4条関係）

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
建 築 指 導 課	1 愛媛 県営 住宅管 理条例 の施行 に 関 する 事務	1～17 省略			
		18 県営住宅駐車場の使用許可（第23条の18第1項）		—	
		19 県営住宅駐車場の使用変更の許可（第23条の18第2項）		—	
		20 県営住宅駐車場の使用変更の届出書の受理（第23条の18第3項）			—
		21 県営住宅駐車場使用者の選考（第23条の19）		—	
		22 県営住宅駐車場使用料の徴収（第23条の20第2項）			—
		23 県営住宅駐車場の使用の承継の承認（第23条の21）		—	
		24 県営住宅駐車場の明渡しの届出の処理（第23条の22）			—
		25 駐車場使用料の猶予又は減免（第23条の25）		—	
		26 省略			
2 愛媛 県営 住宅管	1～6 省略				
	7 県営住宅駐車場の使用決定の通知（第12条の9）			—	

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
森 林 業 課	1～6 省略				
	7 県営 林経営 事業に 関する 事務	1 省略			
		2 指名業者の選定			—
3～6 省略					
8～19 省略					

備考 省略

別表第5（第4条関係）

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
建 築 指 導 課	1 愛媛 県営 住宅管 理条例 の施行 に 関 する 事務	1～17 省略			
			18 省略		
2 愛媛 県営 住宅管	1～6 省略				

理条例 施行規 則の施 行に関 する事 務	8 県営住宅駐車場の返還の届 出書の受理（第12条の12）			—
	9 駐車場使用料の猶予又は減 免の事由を証する書類の受理 （第12条の13第2項）			—
	10 省略			
3～14 省略				

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分	
			所 長	専 決 者 課 長
用 地 管 理 課	1～37 省 略			
	38 愛媛県 県営住宅 管理条例 の施行に 関する事 務	1～17 省略		
		18 県営住宅駐車場の使用許可 （第23条の18第1項）	—	
		19 県営住宅駐車場の使用変更 の許可（第23条の18第2項）	—	
		20 県営住宅駐車場の使用変更 の届出書の受理（第23条の18 第3項）		—
		21 県営住宅駐車場使用者の選 考（第23条の19）	—	
		22 県営住宅駐車場使用料の徴 収（第23条の20第2項）		—
		23 県営住宅駐車場の使用の承 継の承認（第23条の21）	—	
		24 県営住宅駐車場の明渡し の届出の処理（第23条の22）		—
		25 駐車場使用料の猶予又は減 免（第23条の25）	—	
26 省略				
39 愛媛県 県営住宅 管理条例 施行規則 の施行に 関する事 務	1～6 省略			
	7 県営住宅駐車場の使用決定 の通知（第12条の9）			—
	8 県営住宅駐車場の返還の届 出書の受理（第12条の12）			—
	9 駐車場使用料の猶予又は減 免の事由を証する書類の受理 （第12条の13第2項）			—
10 省略				
40～49 省 略				

備考 省略

理条例 施行規 則の施 行に関 する事 務				
	7 省略			
3～14 省略				

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			所 長	専 決 者 課 長	
用 地 管 理 課	1～37 省 略				
	38 愛媛県 県営住宅 管理条例 の施行に 関する事 務	1～17 省略			
18 省略					
39 愛媛県 県営住宅 管理条例 施行規則 の施行に 関する事 務	1～6 省略				
	7 省略				
40～49 省 略					

備考 省略

附 則

この訓令は、平成20年 4月 1日から施行する。

○愛媛県訓令第10号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成20年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前																											
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 保健所(四国中央保健所を除く。)の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画課 省略</p> <p>検査室(西条保健所及び宇和島保健所に限る。) 省略</p> <p>健康増進課</p> <p>(1)~(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>生活衛生課 省略</p> <p>環境保全課</p> <p>(1)~(6) 省略</p> <p>(7) <u>伊方原子力発電所の安全監視に関すること(八幡浜保健所に限る。)</u>。</p> <p>2 四国中央保健所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画課 省略</p> <p>保健課</p> <p>(1)~(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>衛生環境課 省略</p> <p>(代決)</p> <p>第7条 保健所においては、次に掲げる者が代決する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 所長及び企画課長が不在のときは、主務課長(原子力安全室にあつては、室長)</p> <p>別表(第4条、第6条関係)</p> <p>所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">組 織 名</th> <th rowspan="2">事務の種類</th> <th rowspan="2">事 項</th> <th colspan="2">決裁区分</th> </tr> <tr> <th>所 長</th> <th>課 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環 境 保 全 課</td> <td>1~17 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分		所 長	課 長	環 境 保 全 課	1~17 省略				<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 保健所(四国中央保健所を除く。)の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画課 省略</p> <p>検査室(西条保健所及び宇和島保健所に限る。) 省略</p> <p>健康増進課</p> <p>(1)~(14) 省略</p> <p>(15) <u>老人保健に関すること(医療を除く。以下同じ。)</u>。</p> <p>(16) 省略</p> <p>生活衛生課 省略</p> <p>環境保全課</p> <p>(1)~(6) 省略</p> <p>(7) <u>原子力発電所の環境監視</u>に関すること(八幡浜保健所に限る。)</p> <p>2 四国中央保健所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画課 省略</p> <p>保健課</p> <p>(1)~(14) 省略</p> <p>(15) <u>老人保健に関すること。</u></p> <p>(16) 省略</p> <p>衛生環境課 省略</p> <p>(代決)</p> <p>第7条 保健所においては、次に掲げる者が代決する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 所長及び企画課長が不在のときは、主務課長_____</p> <p>別表(第4条、第6条関係)</p> <p>所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">組 織 名</th> <th rowspan="2">事務の種類</th> <th rowspan="2">事 項</th> <th colspan="2">決裁区分</th> </tr> <tr> <th>所 長</th> <th>課 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環 境 保 全 課</td> <td>1~17 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分		所 長	課 長	環 境 保 全 課	1~17 省略			
組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分																												
			所 長	課 長																											
環 境 保 全 課	1~17 省略																														
組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分																												
			所 長	課 長																											
環 境 保 全 課	1~17 省略																														

備考 省略

組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所 長	室 長
原 子 力 安 全 室	1 伊方原子 力発電所の 安全監視に 関する事務	1 伊方原子力発電所に係る環 境放射線の監視等の実施及び 報告等に関すること。		—
		2 伊方原子力発電所への立入 調査に関すること。	—	

備考 省略

(愛媛県立衛生環境研究所処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県立衛生環境研究所処務規程(昭和28年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>総務調整課</p> <p>管理係</p> <p>(1)~(8) 省略</p> <p><u>(9) 試験研究に係る調整及び管理に関すること。</u></p> <p><u>(10) 他の試験研究機関との連携の推進に関すること。</u></p> <p>(11) 省略</p> <p>衛生研究課 省略</p> <p>環境研究課</p> <p>環境監視室</p> <p>省略</p> <p>環境監視科</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p><u>(6) 有害化学物質に係る調査研究に関すること。</u></p> <p>環境科学室</p> <p>資源環境科 省略</p> <p>省略</p> <p>環境調査課</p> <p>省略</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2~6 省略</p> <p><u>7 課長補佐は、課長を補佐する。</u></p> <p>8 省略</p> <p>9~13 省略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>総務課</p> <p>庶務係</p> <p>(1)~(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>衛生研究課 省略</p> <p>環境研究課</p> <p>環境監視室</p> <p>省略</p> <p>環境監視科</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>環境科学室</p> <p>資源環境科 省略</p> <p>環境化学科</p> <p><u>(1) ダイオキシン類の監視、調査、測定及び検査に関する こと。</u></p> <p><u>(2) ダイオキシン類に係る試験研究に関すること。</u></p> <p><u>(3) 有害化学物質(ダイオキシン類を除く。)に係る調査 研究に関すること。</u></p> <p>省略</p> <p>環境調査課</p> <p>放射能研究室</p> <p>省略</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2~6 省略</p> <p>7 省略</p> <p><u>8 専門研究員は、上司の命を受け、多岐にわたる分野における技 術的専門的な試験、研究及び調査の業務を掌理する。</u></p> <p>9~13 省略</p>

(事務代決)

第4条 省略

- 2 所長及び副所長が共に不在のときは、総務調整課長が代決する。
- 3 所長、副所長及び総務調整課長が共に不在のときは、あらかじめ所長の指定した課長が代決する。
- 4 省略

(事務代決)

第4条 省略

- 2 所長及び副所長が共に不在のときは、総務課長が代決する。
- 3 所長、副所長及び総務課長が共に不在のときは、あらかじめ所長の指定した課長が代決する。
- 4 省略

(地方局において行う建設業法に関する事務の取扱要領の一部改正)

第3条 地方局において行う建設業法に関する事務の取扱要領(昭和30年愛媛県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>(手数料の収納)</p> <p>第2条 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第5条により、知事に対する許可の申請(許可の更新の申請を含む。以下同じ。)があつた場合は、許可申請書又は許可更新申請書(以下「許可申請書等」という。)の<u>正本</u>に所定の収入証紙をちよう付させなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(収入証紙ちよう付済証印)</p> <p>第3条 前条第1項の規定により収入証紙のちよう付があつたときは、愛媛県証紙条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第42号)第4条に掲げる手続を<u>行わなければ</u> _____ ならない。</p> <p>(申請書類の審査)</p> <p>第6条 申請書類は、次の各号に例示するところにより審査し、なるべく実地について、その実体を確認しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 法第6条第3号の使用人数については、賃金、給料計算表、給与支払関係書類及び<u>雇用契約書等</u>により _____ 照合すること。</p> <p>(5) 省略</p> <p>(許可申請書の進達)</p> <p>第8条 許可申請書は、<u>速やかに</u> 審査を行い、<u>土木事務所</u>で審査を行った当該申請が許可に必要なすべての要件を具備するものであると認めるときは、副申書(別記様式)を添付して<u>地方局長</u>に進達しなければならない。</p> <p>別記様式 (第8条関係) 副申書</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">地方局長 様</p> <p style="text-align: center;">土木事務所長 印</p> <p>省略</p>	<p>(手数料の収納)</p> <p>第2条 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第5条により、知事に対する許可の申請(許可の更新の申請を含む。以下同じ。)があつた場合は、許可申請書又は許可更新申請書(以下「許可申請書等」という。)の<u>1通</u>に所定の収入証紙をちよう付させなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(収入証紙ちよう付済証印)</p> <p>第3条 前条第1項の規定により収入証紙のちよう付があつたときは、愛媛県証紙条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第42号)第4条に掲げる手続を<u>行い</u>、他の許可申請書等1通に収入証紙ちよう付済証印(様式第1号)及び取扱責任者印を押さなければならない。</p> <p>(申請書類の審査)</p> <p>第6条 申請書類は、次の各号に例示するところにより審査し、なるべく実地について、その実体を確認しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 法第6条第3号の使用人数については、賃金、給料計算表、給与支払関係書類及び<u>雇傭契約書等</u>により、<u>営業用機械器具</u>については<u>固定資産台帳</u>により<u>照合</u>すること。</p> <p>(5) 省略</p> <p>(許可申請書の進達)</p> <p>第8条 許可申請書は、<u>すみやかに</u>審査を行ない、 _____ 当該申請が許可に必要なすべての要件を具備するものであると認めるときは、副申書(様式第2号)を添付して _____ 進達しなければならない。</p> <p>様式第1号</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">収入証紙ちよう付済証</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">取 扱 者 印</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>様式第2号(第8条関係) _____</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">愛媛県知事 様</p> <p style="text-align: center;">土木事務所長 印</p> <p>省略</p>	収入証紙ちよう付済証		取 扱 者 印	
収入証紙ちよう付済証					
取 扱 者 印					

(愛媛県公印規程の一部改正)

第4条 愛媛県公印規程(昭和34年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

(公印の種類)

第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。

(1) 職印

省略

省略

(2) 省略

2 省略

別表1 (第4条関係)

第一 省略

第二 寸法

公印の種類	寸法 方(ミリメートル)
職印	
省略	
省略	
庁印 省略	

別表2 (第3条関係)

専用公印

種別	管守場所	数	専用区分	
知 事 印	消防防災安全課			
		省略		
	東予地方局	省略		
		2	県税証紙売りさばき人指定用	
		省略		
		2	農林漁業共同化資金用	
		省略		
		2	土地改良登記用	
		2	沿岸漁業改善資金用	
		2	漁業経営維持安定資金用	
		2	漁船登録、指定漁船調書確認用	
		2	漁業許可用	
		2	遊漁船業者登録用	
	省略			
	3	狩猟免状用		
	2	公用車継続車検申請用		
	3	土木用地登記用		

改 正 前

(公印の種類)

第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。

(1) 職印

省略

小作主事印

省略

(2) 省略

2 省略

別表1 (第4条関係)

第一 省略

第二 寸法

公印の種類	寸法 方(ミリメートル)
職印	
省略	
小作主事印	18
省略	
庁印 省略	

別表2 (第3条関係)

専用公印

種別	管守場所	数	専用区分	
知 事 印	消防防災安全課	1	火薬類取扱許可証用	
		省略		
	農政課	33	自作法登記用	
		1	農地統制用	
	森林整備課	1	入会林野近代化法登記用	
	西条地方局	省略		
			1	県税証紙売りさばき人指定用
			1	高圧ガス容器許可用
			省略	
			1	農林漁業共同化資金用
			省略	
			1	土地改良登記用
			1	土地改良事業用地等取得、補償用
			1	沿岸漁業改善資金用
			1	漁業経営維持安定資金用
		1	漁船登録、指定漁船調書確認用	
		1	漁業許可用	
		1	遊漁船業者登録用	
	省略			
	2	狩猟免状用		
	1	公用車継続車検申請用		
	1	土木用地登記用		

		<p>1 <u>建設業許可、経営事項審査、 浄化槽工事業者登録、解体工 事業者登録用</u></p> <p>2 <u>建設業許可更新、浄化槽工事 業者登録、解体工事業者登録 用（土木事務所用）</u></p> <p>1 <u>地方債協議用</u></p> <p>1 <u>製造の請負等に係る競争入札 参加資格審査用</u></p> <p>1 <u>農業経営基盤強化資金用</u></p> <p>1 <u>漁業近代化資金用</u></p>				<p>1 <u>建設業許可更新、取消用</u></p>
				<p>今治地方局</p>	<p>1 <u>地方債許可用</u></p> <p>1 <u>県税証紙売りさばき人指定用</u></p> <p>1 <u>母子寡婦福祉資金用</u></p> <p>1 <u>農業近代化資金用</u></p> <p>1 <u>農林漁業共同化資金用</u></p> <p>1 <u>農業経営負担軽減支援資金用</u></p> <p>1 <u>就農計画認定用</u></p> <p>1 <u>就農支援資金用</u></p> <p>1 <u>土地改良登記用</u></p> <p>1 <u>土地改良事業用地等取得、補 償用</u></p> <p>1 <u>沿岸漁業改善資金用</u></p> <p>1 <u>漁業経営維持安定資金用</u></p> <p>1 <u>漁船登録、指定漁船調書確認 用</u></p> <p>1 <u>漁業許可用</u></p> <p>1 <u>遊漁船業者登録用</u></p> <p>1 <u>農地、未墾地、維持資金用</u></p> <p>1 <u>農業改良資金用</u></p> <p>1 <u>農地統制用</u></p> <p>1 <u>狩猟免許用</u></p> <p>1 <u>公用車継続車検申請用</u></p> <p>1 <u>土木用地登記用</u></p> <p>1 <u>建設業許可更新、取消用</u></p>	
	<p>中予地方局</p>	<p>省略</p> <p>2 <u>土木用地登記用</u></p> <p>1 <u>建設業許可、経営事項審査、 浄化槽工事業者登録、解体工 事業者登録用</u></p> <p>1 <u>建設業許可更新、浄化槽工事 業者登録、解体工事業者登録 用（土木事務所用）</u></p> <p>1 <u>地方債協議用</u></p> <p>1 <u>農業経営基盤強化資金用</u></p> <p>1 <u>漁業近代化資金用</u></p>		<p>松山地方局</p>	<p>省略</p> <p>1 <u>土木用地登記用</u></p> <p>1 <u>建設業許可更新、取消用</u></p>	

				八幡浜地方局	<p>1 地方債許可</p> <p>1 県税証紙売りさばき人指定用</p> <p>1 母子寡婦福祉資金用</p> <p>1 農業近代化資金用</p> <p>1 農林漁業共同化資金用</p> <p>1 農業経営負担軽減支援資金用</p> <p>1 就農計画認定用</p> <p>1 就農支援資金用</p> <p>1 土地改良登記用</p> <p>1 土地改良事業用地等取得、補償用</p> <p>1 沿岸漁業改善資金用</p> <p>1 漁業経営維持安定資金用</p> <p>1 漁船登録、指定漁船調書確認用</p> <p>1 漁業許可</p> <p>1 遊漁船業者登録用</p> <p>1 農地、未墾地、維持資金用</p> <p>1 農業改良資金用</p> <p>1 農地統制用</p> <p>3 狩猟免状用</p> <p>1 公用車継続車検申請用</p> <p>1 土木用地登記用</p> <p>1 建設業許可更新、取消用</p>
	南予地方局	<p>省略</p> <p>2 県税証紙売りさばき人指定用</p> <p>省略</p> <p>2 農林漁業共同化資金用</p> <p>省略</p> <p>2 土地改良登記用</p> <p>2 沿岸漁業改善資金用</p> <p>2 漁業経営維持安定資金用</p> <p>3 漁船登録、指定漁船調書確認用</p> <p>3 漁業許可</p> <p>3 遊漁船業者登録用</p> <p>省略</p> <p>4 狩猟免状用</p> <p>2 公用車継続車検申請用</p> <p>5 土木用地登記用</p> <p>1 建設業許可、経営事項審査、浄化槽工事業者登録、解体工事業者登録用</p>		宇和島予地方局	<p>省略</p> <p>1 県税証紙売りさばき人指定用</p> <p>省略</p> <p>1 農林漁業共同化資金用</p> <p>省略</p> <p>1 土地改良登記用</p> <p>1 土地改良事業用地等取得、補償用</p> <p>1 沿岸漁業改善資金用</p> <p>1 漁業経営維持安定資金用</p> <p>2 漁船登録、指定漁船調書確認用</p> <p>2 漁業許可</p> <p>2 遊漁船業者登録用</p> <p>省略</p> <p>2 狩猟免状用</p> <p>1 公用車継続車検申請用</p> <p>1 土木用地登記用</p> <p>1 建設業許可更新、取消用</p>

		4	建設業許可更新、浄化槽工事業者登録、解体工事業者登録用（土木事務所用）
		1	地方債協議用
		1	製造の請負等に係る競争入札参加資格審査用
		1	農業経営基盤強化資金用
		2	漁業近代化資金用
	産業技術研究所	1	紙産業技術センター施設使用許可
	農林水産研究所	1	林業研究センター施設使用許可
知事職務代理者印	東予地方局	3	土木用地登記用
	中予地方局	2	土木用地登記用
	南予地方局	5	土木用地登記用

様式第3号（第7条関係） 公印台帳

注 省略

様式第9号（第15条関係） 公印取扱者指定届

	紙産業研究センター	1	紙産業研究センター施設使用許可
	林業技術センター	1	林業技術センター施設使用許可
	西条地方局四国中央土木事務所	1 1	土木用地登記用 建設業許可更新、取消用
	松山地方局久万高原土木事務所	1 1	土木用地登記用 建設業許可更新、取消用
	八幡浜地方局大洲土木事務所	1 1	土木用地登記用 建設業許可更新、取消用
	八幡浜地方局西予土木事務所	1 1	土木用地登記用 建設業許可更新、取消用
	宇和島地方局愛南土木事務所	1 1	土木用地登記用 建設業許可更新、取消用
知事職務代理者印	西条地方局	1 1	土木用地登記用 建設業許可更新、取消用
	今治地方局	1 1	土木用地登記用 建設業許可更新、取消用
	松山地方局	1 1	土木用地登記用 建設業許可更新、取消用
	八幡浜地方局	1 1	土木用地登記用 建設業許可更新、取消用
	宇和島地方局	1 1	土木用地登記用 建設業許可更新、取消用
	西条地方局四国中央土木事務所	1 1	土木用地登記用 建設業許可更新、取消用
	松山地方局久万高原土木事務所	1 1	土木用地登記用 建設業許可更新、取消用
	八幡浜地方局大洲土木事務所	1 1	土木用地登記用 建設業許可更新、取消用
	八幡浜地方局西予土木事務所	1 1	土木用地登記用 建設業許可更新、取消用
	宇和島地方局愛南土木事務所	1 1	土木用地登記用 建設業許可更新、取消用
県印	建築住宅課	1	建築届出済証用

様式第3号

登録番号

注 省略

様式第9号（第15条関係） _____

区 分	公 印 取 扱 者
新	
旧	
管守する公 印の種類	1 2

注1 届出の区分により不要文字を抹消すること。

2 公印取扱者欄は、課及び室（課内室を含む。）の長（職名）
とすること。

様式第10号（第17条関係） 公印事故届

省略

公印管理者名 印

1 公印の名称用途 _____

2～5 省略

	公 印 取 扱 者	
	職 名	氏 名
新		
旧		
管守する公 印の種類	1 2	

注 届 出 の 区 分 に よ り 不 要 文 字 を 抹 消 す る こ と 。

様式第10号 _____

省略

公印管理者名 印

1 公印の名称用途、台帳登録番号 _____

2～5 省略

（愛媛県児童相談所処務規程の一部改正）

第5条 愛媛県児童相談所処務規程（昭和36年愛媛県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p>9 児童福祉司は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第13条第3項</u>に規定する事務を主として行う。</p> <p>10～12 省略 （分掌事務）</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 里親 _____ に関すること。</p> <p>(9)・(10) 省略</p> <p>指導課</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 児童福祉法第26条第1項、第27条、第27条の2第1項、第27条の3、第28条第1項、第2項及び第4項から第6項まで、第30条第3項、第31条第2項から第4項まで、<u>第33条並びに第33条の4の規定による相談及び措置に関すること。</u></p> <p>(4)の2 <u>児童福祉法第30条第1項及び第2項の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>(4)の3 <u>児童福祉法第30条の2の規定による指示又は報告の徴収に関すること。</u></p> <p>(5) 児童福祉法第33条の6、<u>第33条の7第1項及び第33条の8</u> _____ の規定による請求に関すること。</p> <p>(6)～(8) 省略</p> <p>(9) 児童福祉法第56条第1項、第2項及び第8項の規定による扶養義務者負担金に関すること。</p> <p>(10)～(12) 省略</p> <p>12の2 <u>児童福祉法施行規則第26条の規定による書類の送付に關すること。</u></p> <p>12の3 <u>児童福祉法施行規則第27条の規定による届出の受理に關すること。</u></p>	<p>第2条 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p>9 児童福祉司は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第11条第2項</u>に規定する事務を主として行う。</p> <p>10～12 省略 （分掌事務）</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) <u>里親及び保護受託者</u>に関すること。</p> <p>(9)・(10) 省略</p> <p>指導課</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 児童福祉法第26条第1項、第27条、第27条の2第1項、第27条の3、第28条第1項 _____、第30条第3項、第31条第2項から第4項まで、<u>第33条及び</u> 第33条の4の規定による相談及び措置に関すること。</p> <p>(5) 児童福祉法第33条の6 から _____ <u>第33条の8</u> までの規定による請求に関すること。</p> <p>(6)～(8) 省略</p> <p>(9) 児童福祉法第56条 _____ の規定による扶養義務者負担金に関すること。</p> <p>(10)～(12) 省略</p>

- (13)・(14) 省略
- (14)の2 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第8条第2項の規定による安全確認の措置に関すること。
- (14)の3 児童虐待の防止等に関する法律第8条の2の規定による出頭要求等に関すること。
- (15) 児童虐待の防止等に関する法律_____第9条第1項の規定による立入調査に関すること。
- (15)の2 児童虐待の防止等に関する法律第9条の2の規定による再出頭要求等に関すること。
- (15)の3 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第1項から第3項まで及び第5項並びに第9条の7から第9条の9までの規定による臨検、捜索等に関すること。
- (15)の4 児童虐待の防止等に関する法律第10条第1項及び第2項の規定による援助要請等に関すること。
- (15)の5 児童虐待の防止等に関する法律第10条の2及び第10条の3の規定による臨検等の調書の作成及び報告の受理に関すること。
- (15)の6 児童虐待の防止等に関する法律第11条第3項から第5項までの規定による保護者に対する指導等に関すること。
- (16) 児童虐待の防止等に関する法律第12条から第12条の3までの規定による面会又は通信の制限に関すること。
- (17) 児童虐待の防止等に関する法律第13条の規定による措置の解除に関すること。
- (18) 児童虐待の防止等に関する法律第13条の3の規定による資料又は情報の提供に関すること。
- (19) 児童虐待の防止等に関する法律第13条の4の規定による愛媛県社会福祉審議会への報告に関すること。

判定課

- (1)~(6) 省略
- (7) 判定業務に関連する相談、調査及び指導に関すること。

児童保護課

- (1)~(6) 省略

2 省略

第5条 所長が不在のときは、次長_____が
代決する。

2・3 省略

- (13)・(14) 省略
- (15) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第9条第1項の規定による立入調査に関すること。
- (16) 児童虐待の防止等に関する法律第12条_____の規定による面会又は通信の制限に関すること。
- (17) 児童虐待の防止等に関する法律第13条の規定による意見の聴取に関すること。

判定課

- (1)~(6) 省略

保護課

- (1)~(6) 省略

2 省略

第5条 所長が不在のときは、次長（愛媛県東予児童相談所にあつては、あらかじめ所長が指定した係長。次項において同じ。）が
代決する。

2・3 省略

（愛媛県工業技術センター処務規程の一部改正）

第6条 愛媛県工業技術センター処務規程（昭和36年愛媛県訓令第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>愛媛県産業技術研究所処務規程</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この訓令は、<u>愛媛県産業技術研究所</u>（以下「<u>研究所</u>」という。）の処務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第2条 <u>研究所の部及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>企画管理部</u></p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 予算、決算その他会計事務に関すること。</p> <p>(5) 土地、建物、工作物、機械等の維持管理に関すること。</p>	<p style="text-align: center;"><u>愛媛県工業技術センター処務規程</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この訓令は、<u>愛媛県工業技術センター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）の処務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第2条 <u>センターの課及び室</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>総務課</u></p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 予算の<u>経理</u>その他会計事務に関すること。</p> <p>(5) 土地、建物、工作物_____等の維持管理に関すること。</p>

(6) 研究所の業務の企画及び広報に関すること。

(7) 研究所の取締りに関すること。

(8) 研究所 の試験研究課題の設定及び研究業務の
分担調整に関すること。

(9) 研究所 の行う技術研修、講習会及び技術相談
の企画調整に関すること。

(10) 研究所 の行う試験研究の進行管理及び評価に
関すること。

(11) 工業技術及び建設技術の情報に関すること。

(12) その他の他の主管に属さないこと。

技術開発部

(1) 機械金属、電気電子、化学、工芸、デザインその他のものづ
くりの基盤となる技術に関する試験研究に関すること。

(2) 依頼による機械金属、電気電子、化学、工芸、デザインその
他のものづくりの基盤となる技術に関する試験、分析等に関す
ること。

(3) 機械金属、電気電子、化学、工芸、デザインその他のものづ
くりの基盤となる技術に関する助言に関すること。

(4) 機械金属、電気電子、化学、工芸、デザインその他のものづ
くりの基盤となる技術に関する技術者の養成に関すること。

食品産業技術センター

(1) 食品産業の技術に関する試験研究に関すること。

(2) 依頼による食品産業の技術に関する試験、分析等に関するこ
と。

(3) 食品産業の 技術に関する助言に関すること。

(4) 食品産業の 技術者の養成に関すること。

繊維産業技術センター

(1) 繊維産業の技術に関する試験研究に関すること。

(2) 依頼による繊維産業の技術に関する試験、分析等に関するこ
と。

(3) 繊維産業の技術に関する助言に関すること。

(4) 繊維産業の技術者の養成に関すること。

(5) 繊維産業技術センターの土地、建物、工作物、機械等の維持
管理に関すること。

(6) 繊維産業技術センターの取締りに関すること。

紙産業技術センター

(1) 紙産業の技術に関する試験研究に関すること。

(2) 依頼による紙産業の技術に関する試験、分析等に関すること。

(3) 紙産業の技術に関する助言に関すること。

(4) 紙産業の技術者の養成に関すること。

(5) 紙産業技術センターの土地、建物、工作物、機械等の維持管
理に関すること。

(6) 紙産業技術センターの取締りに関すること。

窯業技術センター

(1) 窯業の技術に関する試験研究に関すること。

(2) 依頼による窯業の技術に関する試験、分析等に関すること。

(6) センターの取締りに関すること。

(7) その他の他の主管に属さないこと。

企画調整室

(1) 商工関係試験研究機関の試験研究課題の設定及び研究業務の
分担調整に関すること。

(2) 商工関係試験研究機関の行う技術研修、講習会及び技術相談
の企画調整に関すること。

(3) 商工関係試験研究機関の行う試験研究の進行管理及び評価に
関すること。

(4) 工業技術 情報に関すること。

技術電子室

(1) 機械金属及び電子
に関する試験研究に関すること。

(2) 依頼による機械金属及び電子
に関する試験、分析等に関す
ること。

(3) 機械金属及び電子に関する
技術に関する助言に関すること。

(4) 機械金属及び電子
に関する技術者の養成に関すること。

化学環境室

(1) 化学工芸に関する試験研究に関すること。

(2) 依頼による化学工芸に関する試験、分析等に関すること。

(3) 化学工芸に関する技術に関する助言に関すること。

(4) 化学工芸に関する技術者の養成に関すること。

食品加工室

(1) 食品加工 に関する試験研究に関すること。

(2) 依頼による食品加工 に関する試験、分析等に関するこ
と。

(3) 食品加工に関する技術に関する助言に関すること。

(4) 食品加工に関する技術者の養成に関すること。

- (3) 窯業の技術に関する助言に関すること。
- (4) 窯業の技術者の養成に関すること。
- (5) 窯業技術センターの土地、建物、工作物、機械等の維持管理に関すること。
- (6) 窯業技術センターの取締りに関すること。

建設技術センター

- (1) 建設技術に関する試験研究に関すること。
- (2) 建設資材の規格に関すること。
- (3) 建設技術に関する助言に関すること。
- (4) 建設技術に関する技術者の養成に関すること。

(職務)

第3条 所長は、知事の命を受け、研究所の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 省略
- 3 部長は、所長を補佐するとともに、上司の命を受け、それぞれ部の事務を掌理する。
- 4 センター長は、上司の命を受け、それぞれセンターの事務を掌理するとともに、所属職員を指揮監督する。
- 5 省略
- 6 副部長は、部長を補佐する。
- 7 _____室長は、上司の命を受け、それぞれ _____室の事務を掌理する。
- 8 省略
- 9 特別研究員、主任研究員及び研究員は、上司の命を受け、試験、研究及び調査に従事する。
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 主事及びその他の職員は、上司の命を受け、研究所の業務に従事する。

(専決事項)

第4条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (1) 省略
- (2) 研究所の業務に関し職名又は研究所名で文書を施行すること。
- (3)~(8) 省略
- (9) その他軽易な所務に関すること。

2 センター長は、次に掲げる事項（食品産業技術センター長及び建設技術センター長については、第4号から第8号までに關するものを除く。）を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。

- (1) 文書の往復に関すること。
- (2) センター職員の出張に関すること。
- (3) センター職員の休暇、育児休業等その他服務に関すること。
- (4) 1件1,000万円未満の税外収入（寄附の受入れの決定を除く。）の徴収に関すること。
- (5) 1件500万円未満の支出を伴う事件（工事及び次号に掲げるものを除く。）の決定及び執行に関すること。
- (6) センターの施設の維持管理に関すること。
- (7) センターの施設及び設備の使用の許可に関すること。

(職務)

第3条 所長は、知事の命を受け、センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 省略
- 3 次長は、所長を補佐する _____。

4 省略

5 課長及び室長は、上司の命を受け、それぞれ課及び室の事務を掌理する。

6 省略

7 _____主任研究員及び研究員は、上司の命を受け、試験、研究及び調査に従事する。

8 省略

9 省略

10 省略

11 主事及びその他の職員は、上司の命を受け、センターの業務に従事する。

(専決事項)

第4条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (1) 省略
- (2) センターの業務に関し職名又はセンター名で文書を施行すること。
- (3)~(8) 省略
- (9) その他軽易な事項 _____

(8) センターの施設等の目的外使用の許可に関すること。

(9) その他軽易な事務に関すること。

(代決事項)

第5条 所長に事故があるときは、企画管理部長がその事務を代行する。

2 所長及び企画管理部長とともに事故があるときは、あらかじめ所長が指定した職員がその事務を代行する。

3 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指定した職員がその事務を代行する。

4 前3項の規定により代行した事項で重要なものについては、後 閣を受けなければならない。

(他の訓令の準用)

第7条 研究所の事務処理については、この訓令及び第4条第8号の処務細則に定めるもののほか、愛媛県処務細則(昭和29年愛媛県訓令第5号)の例による。

(代決事項)

第5条 所長に事故があるときは、次長がその事務を代行する。

2 所長及び次長とともに事故があるときは、あらかじめ所長が指定した職員がその事務を代行する。

3 前項の規定により代行した事項で重要なものについては後 閣を受けなければならない。

(他の訓令の準用)

第7条 センターの事務処理については、この訓令及び第4条第8号の処務細則に定めるもののほか、愛媛県処務細則(昭和29年愛媛県訓令第5号)の例による。

(愛媛県家畜保健衛生所処務規程の一部改正)

第7条 愛媛県家畜保健衛生所処務規程(昭和40年愛媛県訓令第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 衛生所における課及び支所の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>指導課</p> <p>(1)~(10) 省略</p> <p>(11) <u>土地、建物、工作物、機械等の維持管理に関すること。</u></p> <p>(12) <u>所内各課及び支所の予算の経理その他の会計事務に関すること。</u></p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) <u>所内他の課及び支所に属しないこと。</u></p> <p>防疫課</p> <p>(1)~(8) 省略</p> <p>支所</p> <p>(1) <u>指導課の項第3号から第11号までに掲げる事務に関すること。</u></p> <p>(2) <u>防疫課の項各号に掲げる事務に関すること。</u></p> <p>2 <u>衛生所における係の分掌事務は、所轄の地方局長(以下「地方局長」という。)の承認を得て所長が定める。</u></p> <p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 <u>支所長は、所長の命を受け、支所の事務を掌理し、支所職員を指揮監督する。</u></p> <p>3 <u>副参事は、所長の命を受け、重要な事務を処理する。</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p>	<p>(分掌)</p> <p>第2条 衛生所における課_____の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>指導課</p> <p>(1)~(10) 省略</p> <p>(11) <u>所内各課_____の予算の経理その他の会計事務に関すること。</u></p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) <u>所内他の課_____に属しないこと。</u></p> <p>防疫課</p> <p>(1)~(8) 省略</p> <p>2 <u>課を置く衛生所における係の分掌事務は、所轄の地方局長(以下「地方局長」という。)の承認を得て所長が定める。</u></p> <p>(服務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>(家畜病性鑑定室の服務)</p> <p>第4条 <u>室長は、中央家畜保健衛生所長の命を受け、室務を掌理し、室員を指揮監督する。</u></p> <p>2 <u>係長は、上司の命を受け、係の事務を管理する。</u></p>

第4条 省略

(専決事項)

第5条 省略

2 支所長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。

- (1) 文書の往復に関すること。
- (2) 支所職員の休暇、育児休業等、欠勤その他服務に関すること。
- (3) 支所職員の出張(支所長の県外出張を除く。)に関すること。
- (4) その他軽易な支所の事務に関すること。

(代決)

第6条 所長が不在のときは、あらかじめ所長の指定する職員_____

_____が代決する。

2 支所長が不在のときは、係長が代決する。

3 前2項の規定により代決した事務で重要なものは、後関を受けなければならない。

第7条 省略

第8条 省略

3 室員は、上司の命を受け、室務に従事する。

第5条 省略

(専決事項)

第6条 省略

2 前項(第10号を除く。)の規定は、家畜病性鑑定室(以下「鑑定室」という。)について準用する。この場合において、同項中「所長」とあるのは「室長」と、「地方局長」とあるのは「所長」と、「所務」とあるのは「室務」と、「所名」とあるのは「室名」と、「所員」とあるのは「室員」と読み替えるものとする。

(代決)

第7条 所長が不在のときは、あらかじめ所長の指定する職員(課を置く衛生所にあつては、鑑定室所掌の事務については室長、その他の事務については、あらかじめ所長の指定する課長)が代決する。

第8条 省略

第9条 省略

(愛媛県病害虫防除所処務規程の一部改正)

第8条 愛媛県病害虫防除所処務規程(昭和46年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 <u>参事</u> は、知事の命を受け、重要な事務を処理する。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 <u>担当係長</u>は、所長の命を受け、<u>担当事務</u>を管理する。</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>(専決事項)</p> <p>第3条 省略</p> <p>(代決)</p> <p>第4条 所長_____が不在のときは、<u>あらかじめ所長の指定した職員</u>が代決することができる。</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 <u>副参事</u>は、知事の命を受け、重要な事務を処理する。</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>支所長</u>は、<u>所長の命</u>を受け、<u>支所の事務</u>を<u>掌理</u>し、<u>支所職員</u>を<u>指揮監督</u>する。</p> <p>4 省略</p> <p>5 <u>係長</u> _____は、所長の命を受け、<u>係の事務</u>を管理する。</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>(専決事項)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 支所長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、<u>異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>文書の往復に関すること。</u> (2) <u>支所職員の休暇、育児休業等、欠勤その他服務に関すること。</u> (3) <u>支所職員の出張に関すること。</u> (4) <u>1件100万円未満の支出を伴う事件(工事を除く。)の決定及び執行に関すること。</u> (5) <u>その他軽易な支所の事務に関すること。</u> <p>(代決)</p> <p>第4条 所長又は支所長が不在のときは、係長_____が代決することができる。</p>

(玉川ダム操作規則の一部改正)

第9条 玉川ダム操作規則(昭和46年愛媛県訓令第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(予備放流水位の最低限度)</p> <p>第9条 予備放流水位の最低限度は、標高155.2メートルとする。ただし、気象・水象その他の状況により東予地方局玉川ダム管理事務所長(以下「所長」という。)が必要と認める場合においては、標高154.6メートルとすることができる。</p> <p>(洪水警戒体制時における措置)</p> <p>第14条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとつたときは、ただちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 土木部河川港湾局河川課、東予地方局今治土木事務所、松山地方気象台その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。</p> <p>(2)~(4) 省略</p>	<p>(予備放流水位の最低限度)</p> <p>第9条 予備放流水位の最低限度は、標高155.2メートルとする。ただし、気象・水象その他の状況により今治地方局玉川ダム管理事務所長(以下「所長」という。)が必要と認める場合においては、標高154.6メートルとすることができる。</p> <p>(洪水警戒体制時における措置)</p> <p>第14条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとつたときは、ただちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 土木部河川港湾局河川課、今治地方局_____、松山地方気象台その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。</p> <p>(2)~(4) 省略</p>

(愛媛県農業試験場処務規程の一部改正)

第10条 愛媛県農業試験場処務規程(昭和50年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">愛媛県農林水産研究所処務規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、愛媛県農林水産研究所(以下「研究所」という。)の処務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 研究所の部、センター及び所並びに課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)~(7) 省略</p> <p>(8) <u>研究所内の取締りに関すること(企画環境部及び農業研究部の主管に属するものに限る。)</u>。</p> <p>(9) 省略</p> <p>企画環境部</p> <p>企画調整室</p> <p>(1) <u>各試験研究機関との共同研究及び研究所の総合企画調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>研究所と地方局産業経済部産業振興課との調整に関すること。</u></p> <p>(3) <u>農林水産関係試験研究成果情報に関すること。</u></p> <p>(4) <u>研究所の研究成果の実証展示に関すること。</u></p> <p>(5) <u>研究所内のほ場(企画環境部の所管に属するものに限る。)の管理に関すること。</u></p> <p>(6) <u>遺伝資源の収集及び利活用に関すること。</u></p> <p>(7) <u>農業経営の分析調査その他農業経営の改善に関する試験研究及び調査に関すること。</u></p> <p>品質安全室</p> <p>(1) <u>農産物の品質保持及び品質評価に関する試験研究及び調査に関すること。</u></p> <p>(2) <u>農産物の安全性確保に関する試験研究及び調査に関すること。</u></p> <p>(3) <u>農薬の残留分析に関すること。</u></p>	<p style="text-align: center;">愛媛県農業試験場処務規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、愛媛県農業試験場(以下「試験場」という。)の処務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 試験場の_____課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)~(7) 省略</p> <p>(8) <u>場中取締りに関すること_____。</u></p> <p>(9) 省略</p> <p>企画調整室</p> <p>(1) <u>各試験研究機関との共同研究及び農業関係試験研究機関に係る総合企画調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>農業関係試験研究機関と地方局産業経済部農政普及課との調整に関すること。</u></p> <p>(3) <u>農業関係試験研究成果情報に関すること。</u></p> <p>(4) <u>農業関係試験研究機関に係る研究成果の実証展示に関すること。</u></p> <p>(5) <u>場内のほ場の管理に関すること。</u></p> <p>(6) <u>遺伝資源の収集及び利活用に関すること。</u></p>

環境保全室

- (1) 普通作物、特用作物、そ菜及び花き（以下「普通作物等」という。）の土壤、肥料及び環境保全に関する試験研究及び調査に関すること。
- (2) 依頼による土壤及び肥料の分析等に関すること。
- (3) 農業施設の利用技術に関する試験研究及び調査に関すること。

農業研究部普及情報室

- (1) 農業に関する普及指導に関すること。
- (2) 試験研究の総合調整及び研究成果の普及に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との連携に関すること。

病理昆虫室

- (1) 普通作物等の病害虫に関する試験研究及び調査に関すること。
- (2) 農業の実用性の判定に関すること。

栽培開発室

- (1) 普通作物等（花きを除く。）の栽培改善に関する試験研究及び調査に関すること。
- (2) 普通作物等（花きを除く。）の品種選定に関すること。
- (3) 普通作物等（花きを除く。）の原々種及び原種の採種に関すること。
- (4) 普通作物等（花きを除く。）の新品種等の現地適応性に関する試験研究及び調査に関すること。

作物育種室

- (1) 普通作物等の新品種の育成に関すること。
- (2) バイオテクノロジーによる新作物の作出に関すること。
- (3) 普通作物等の大量増殖技術の開発に関すること。
- (4) 普通作物等の無病苗の育成及び配布に関すること。

花き研究指導室

- (1) 花きに関する総合的な指導に関すること。
- (2) 花きの生産、流通及び花き農業の経営等に関する研修に関すること。
- (3) 花きに関する情報提供に関すること。
- (4) 花きに関する栽培改善に関する試験研究、調査及び展示に

普及情報室

- (1) 農業に関する普及指導に関すること。
- (2) 試験研究の総合調整及び研究成果の普及に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との連携に関すること。

栽培開発室

- (1) 普通作物、特用作物、そ菜及び花き（以下「普通作物等」という。）の栽培改善に関する試験研究及び調査に関すること。
- (2) 普通作物等の品種選定に関すること。
- (3) 普通作物等の原々種及び原種の採種に関すること。
- (4) 普通作物等の新品種等の現地適応性に関する試験研究及び調査に関すること。

中山間農業室

- (1) 中山間地域における普通作物等の栽培改善に関する試験研究及び調査に関すること。

生産環境室

- (1) 普通作物等の土壤、肥料、病害虫及び環境保全に関する試験研究及び調査に関すること。
- (2) 依頼による土壤及び肥料の分析等に関すること。
- (3) 農業の実用性の判定及び残留分析に関すること。
- (4) 蚕の優良品種の保存及び育成に関すること。
- (5) 蚕業に関する技術の他の農業研究への応用に関すること。

経営流通室

- (1) 農業経営の分析調査その他農業経営の改善に関する試験研究及び調査に関すること。
- (2) 農業情報システムの開発に関すること。
- (3) 農作業の機械化及び農業施設の利用技術に関する試験研究及び調査に関すること。
- (4) 農産物の品質保持及び品質評価に関する試験研究及び調査に関すること。

作物育種室

- (1) 普通作物等の新品種の育成に関すること。
- (2) バイオテクノロジーによる新作物の作出に関すること。
- (3) 普通作物等の大量増殖技術の開発に関すること。
- (4) 普通作物等の無病苗の育成及び配布に関すること。

関すること。

- (5) 花きに関するイベントの企画及び開催その他花きとの触れ合いの場の提供に関すること。
 (6) その他花きの振興に関すること。

果樹研究センター

総務室

- (1) 公印の管理に関すること。
 (2) 文書の取扱いに関すること。
 (3) 職員の人事、給与及び服務に関すること。
 (4) 予算、決算その他会計事務に関すること。
 (5) 生産物の処理に関すること。
 (6) 土地、建物、工作物、機械等の維持管理に関すること。
 (7) 臨時労務の管理に関すること。
 (8) センター内の取締りに関すること。
 (9) その他の主管に属しないこと。

栽培開発室

- (1) 果樹(かんきつを除く。第4号において同じ。)の品種改良及び栽培改善並びに果実管理に関する試験研究及び調査に関すること。
 (2) 果樹の施設栽培及び品種適応性に関する試験研究及び調査に関すること。
 (3) 果樹の土壌、肥料及び環境保全に関する試験研究及び調査に関すること。
 (4) 各試験研究機関との果樹の栽培育種に関する共同研究に関すること。

病理昆虫室

- (1) 果樹の病害虫に関する試験研究及び調査に関すること。
 (2) 各試験研究機関との果樹の病害虫に関する共同研究に関すること。

みかん研究所

育種栽培室

- (1) かんきつの品種改良及び栽培改善に関する試験研究及び調査に関すること。
 (2) 各試験研究機関とのかんきつの育種栽培に関する共同研究に関すること。

畜産研究センター

総務室

- (1) 公印の管理に関すること。
 (2) 文書の取扱いに関すること。
 (3) 職員の人事、給与及び服務に関すること。
 (4) 予算、決算その他会計事務に関すること。
 (5) 生産物の処理に関すること。
 (6) 土地、建物、工作物、機械等の維持管理に関すること。
 (7) 臨時労務の管理に関すること。
 (8) センター内の取締りに関すること。
 (9) その他の主管に属しないこと。

経営室

- (1) 畜産に関する試験研究の企画及び調整に関すること。
 (2) 畜産の環境保全に関する試験研究及び調査に関すること。
 (3) 草地、飼料及び飼料作物の試験研究及び調査に関すること(養鶏に係るものを除く。)
 (4) 飼料及び飼料作物の分析検査及び指導に関すること。
 (5) 畜産経営の改善に関する試験研究及び調査に関すること。

(6) 各試験研究機関との畜産に関する共同研究に関すること。

飼養技術室

(1) 家畜の飼養管理の試験研究及び調査に関すること。

(2) 放牧に関する調査及び指導に関すること。

(3) 乳用牛、肉用牛及び豚の能力検定に関すること。

(4) 畜産物の鮮度保持及び加工貯蔵の試験研究及び調査に関すること。

(5) 家畜の育種、繁殖、防疫、衛生及び治療に関する試験研究及び調査に関すること。

養鶏研究所

家禽研究室

(1) 鶏の育種、飼養管理、繁殖、防疫、衛生、治療及び環境保全に関する試験研究及び調査に関すること。

(2) 飼料及び飼料作物の試験研究に関すること(養鶏に係るものに限る。)

(3) 鶏の能力検定に関すること。

(4) 各試験研究機関との養鶏に関する共同研究に関すること。

(5) 鶏肉及び鶏卵の鮮度保持及び加工貯蔵に関する試験研究及び調査に関すること。

(6) その他養鶏経営の改善に関する試験研究及び調査に関すること。

林業研究センター

総務室

(1) 公印の管理に関すること。

(2) 文書の取扱いに関すること。

(3) 職員の人事、給与及び服務に関すること。

(4) 予算、決算その他会計事務に関すること。

(5) 生産物の処理に関すること。

(6) 土地、建物、工作物、機械等の維持管理に関すること。

(7) 臨時労務の管理に関すること。

(8) センター内の取締りに関すること。

(9) その他他の主管に属しないこと。

研修課

(1) 林業、森林及び緑化に関する研修の実施に関すること。

(2) 緑化に関する展示に関すること。

(3) 林業、森林及び緑化に関する知識の普及及び指導に関すること。

(4) 林業、森林及び緑化に関する相談に関すること。

研究指導室

(1) 林業における育種、種苗、育林、土壌及び肥料、森林保護並びに林業特産物に関する試験研究及び調査に関すること。

(2) 木材の加工利用に関する試験研究及び調査に関すること。

(3) 林業経営の改善及び林業の機械化に関する試験研究及び調査に関すること。

(4) 優良種苗の育成及び配布に関すること。

(5) 森林の機能保全に関する試験研究及び調査に関すること。

(6) 各試験研究機関との共同研究に関すること。

(7) 林業及び森林に関する展示に関すること。

(8) 林業、森林及び緑化に関する研修施設の提供に関すること。

(9) その他林業、森林及び緑化に関する試験研究及び調査に関すること。

普及情報室

(1) 林業及び森林に関する普及指導に関すること。

(2) 林業及び森林に関する技術情報の収集及び活用に関すること。

(3) 林業及び森林に関する試験研究の総合調整及び研究成果の普及に関すること。

(4) 林業後継者対策その他林業の担い手対策に関すること。

(5) 林業労働に係る労働災害の防止に関すること。

水産研究センター

総務室

(1) 公印の管理に関すること。

(2) 文書の取扱いに関すること。

(3) 職員の人事、給与及び服務に関すること。

(4) 予算、決算その他会計事務に関すること。

(5) 生産物の処理に関すること。

(6) 土地、建物、工作物、機械等の維持管理に関すること。

(7) 臨時労務の管理に関すること。

(8) センター内の取締りに関すること。

(9) その他の他の主管に属しないこと。

普及情報室

(1) 水産業に関する普及指導に関すること。

(2) 試験研究の総合調整及び研究成果の普及に関すること。

(3) 漁業後継者対策その他漁業の担い手対策に関すること。

(4) 関係機関及び関係団体との連携に関すること。

環境資源室

(1) 水産資源及び漁場環境の調査研究に関すること。

(2) 漁海況の調査に関すること。

(3) 漁場の保全及び開発に関する調査研究に関すること。

(4) 水産動植物の利用加工に関する試験研究に関すること。

(5) 水産業に関する情報の収集及び提供に関すること。

(6) その他水産業に関する試験研究及び調査に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

養殖推進室

(1) 水産動植物の増殖及び養殖に関する試験研究及び調査に関すること。

(2) 種苗の生産及び放流に関する試験研究及び調査に関すること。

(3) 水産資源の培養管理技術の研究開発に関すること。

(4) 水産動植物の病害に関する調査研究に関すること。

(5) 水産動植物の種苗の生産に関すること。

(6) 生産された種苗の供給に関すること。

(7) 水産増養殖に関する技術指導に関すること。

魚類検査室

(1) 養殖業に係る水産動物の疾病の予防、診断、治療等に関すること。

(2) 前号に係る知識の普及及び技術指導に関すること。

栽培資源研究所

総務室

(1) 公印の管理に関すること。

(2) 文書の取扱いに関すること。

(3) 職員の人事、給与及び服務に関すること。

(4) 予算、決算その他会計事務に関すること。

(5) 生産物の処理に関すること。

(6) 土地、建物、工作物、機械等の維持管理に関すること。

(7) 臨時労務の管理に関すること。

(8) 研究所内の取締りに関すること。

(9) その他の主管に属しないこと。

浅海調査室

(1) 漁海況の速報に関すること。

(2) 水産動植物の利用加工に関する相談に関すること。

(3) 環境資源室の項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる事務に関すること。

増殖技術室

(1) 養殖推進室の項各号に掲げる事務に関すること。

(2) 内水面漁業に関する試験研究及び調査に関すること。

(服 務)

第3条 所長(研究所の長に限る。第5項を除き、以下同じ。)は、知事の命を受け、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 次長は、所長を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理する。

4 センター長は、上司の命を受け、センターの事務を掌理する。

5 所長(研究所の長を除く。)は、上司の命を受け、所の事務を掌理する。

6 省略

7 省略

8 省略

9 省略

10 省略

11 省略

12 船長は、上司の命を受け、試験船の管理及び運航に係る業務を総括する。

13 機関長は、上司の命を受け、専門技術に従事する。

14 省略

15 主事、技師及びその他の職員は、上司の命を受け、所務に従事する。

(専 決 事 項)

第4条 所長の専決処理すべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(1) 常例に属する事務の執行に関すること。

(2) 所務に関し職名又は研究所名で文書を施行すること。

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

2 部長、センター長及び栽培資源研究所長は、次に掲げる事務を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。

(1) 部、センター又は所の業務に関し研究所長名又は研究所名で文書を施行すること。

(服 務)

第3条 場長 _____ は、知事の命を受け、場務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 次長は、場長を補佐し、場長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

8 省略

9 省略

10 主事 _____ 及びその他の職員は、上司の命を受け、場務に従事する。

(専 決 事 項)

第4条 場長の専決処理すべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(1) 場務に関し職名又は場名 _____ で文書を施行すること。

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 1,000万円未満の税外収入(寄附の決定を除く。)の徴収に関すること。

(9) 1件500万円未満の支出を伴う事件(工事を除く。)の決定及びその執行に関すること。

(10) 省略

- (2) 所属職員の出張に関すること。
- (3) 所属職員の出張に関すること。
- (4) 所属職員の出張に関すること。
- (5) 1,000万円未満の税外収入（寄附の受入れの決定を除く。）の徴収に関すること。
- (6) 1件500万円未満の支出を伴う事件（工事を除く。）の決定及びその執行に関すること。
- (7) 研修生の決定に関すること（林業研究センター長に限る。）。
- (8) 技術研修施設及び研修室の使用の許可に関すること（林業研究センター長に限る。）。
- (9) 技術研修施設、展示研修施設及び東温研修地の使用の制限の措置に関すること（林業研究センター長に限る。）。
- (10) 技術研修施設、展示研修施設及び東温研修地の休館日における開館に関すること（林業研究センター長に限る。）。

(11) その他軽易な事項

3 みかん研究所長及び養鶏研究所長は、次に掲げる事務を専決することができる。

- (1) 所務に関し研究所長名又は研究所名で文書を施行すること。
- (2) 所属職員の出張に関すること。
- (3) 所属職員の出張に関すること。
- (4) 所属職員の出張に関すること。
- (5) その他軽易な事項

（代決事項）

第5条 所長が不在のときは、次長がその事務を代決する。

2 所長及び次長がともに不在のときは、あらかじめ所長が指定した職員がその事務を代決する。

3 部長、センター長又は栽培資源研究所長が不在のときは、あらかじめ部長、センター長又は栽培資源研究所長が指定した職員がその事務を代決する。

4 前3項の規定により代決した事項で重要なものについては、後閲を受けなければならない。

（報告）

第6条 所長は、試験、研究及び調査の結果について、業務終了の都度業務成績を、翌年度の5月末日までに年度業務成績を知事に報告しなければならない。

2 林業研究センター長は、研修、知識の普及及び指導の実施について、翌年度の5月末日までに年度業務実績を知事に報告しなければならない。

（細則）

第7条 この訓令に定めるもののほか、事務の処理について必要な事項は、所長が知事の承認を得て定める。

（他の規程の準用）

第8条 研究所の事務の処理については、この訓令及び前条の規定により定められたもののほか、愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第5号）の例による。

（代決事項）

第5条 場長が不在のときは、次長がその事務を代決する。

2 前項の規定により代決した事項で重要なものについては、後閲を受けなければならない。

（報告）

第6条 場長は、試験、研究及び調査の結果について、業務終了の都度業務成績を、翌年度の5月末日までに年度業務成績を知事に報告しなければならない。

（細則）

第7条 この訓令に定めるもののほか、事務の処理について必要な事項は、場長が知事の承認を得て定める。

（他の規程の準用）

第8条 試験場の事務の処理については、この訓令及び前条の規定により定められたもののほか、愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第5号）の例による。

（須賀川ダム操作規則の一部改正）

第11条 須賀川ダム操作規則（昭和52年愛媛県訓令第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（洪水警戒体制）	（洪水警戒体制）
第13条 <u>南予地方局須賀川ダム管理事務所長</u> （以下「所長」とい	第13条 <u>宇和島地方局須賀川ダム管理事務所長</u> （以下「所長」とい

う。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

(1)・(2) 省略

(洪水警戒体制時における措置)

第14条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとつたときは、直ちに次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 土木部河川港湾局河川課、南予地方局建設部、松山地方気象台その他関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

(2)~(4) 省略

う。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

(1)・(2) 省略

(洪水警戒体制時における措置)

第14条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとつたときは、直ちに次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 土木部河川港湾局河川課、宇和島地方局、松山地方気象台その他関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

(2)~(4) 省略

(愛媛県青少年対策本部規程の一部改正)

第12条 愛媛県青少年対策本部規程(昭和54年愛媛県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>1</td><td>省略</td></tr> <tr><td>2</td><td>省略</td></tr> <tr><td>3</td><td>副教育長</td></tr> <tr><td>4</td><td>省略</td></tr> </table>	1	省略	2	省略	3	副教育長	4	省略	<p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>1</td><td>教育長</td></tr> <tr><td>2</td><td>省略</td></tr> <tr><td>3</td><td>省略</td></tr> <tr><td>4</td><td>省略</td></tr> </table>	1	教育長	2	省略	3	省略	4	省略
1	省略																
2	省略																
3	副教育長																
4	省略																
1	教育長																
2	省略																
3	省略																
4	省略																

(愛媛県下請企業指導班規程の一部改正)

第13条 愛媛県下請企業指導班規程(昭和54年愛媛県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第3条 班は、<u>経済労働部産業支援局経営支援課地域産業係</u> _____ に属する職員及び同課に属するその他の職員のうちから、経済労働部長が指定する者をもつて組織する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 班は、<u>経済労働部産業支援局経営支援課地場産業係及び経営革新係</u>に属する職員並びに同課に属するその他の職員のうちから、経済労働部長が指定する者をもつて組織する。</p>

(山財ダム操作規則の一部改正)

第14条 山財ダム操作規則(昭和56年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(洪水警戒体制)</p> <p>第13条 <u>南予地方局山財ダム管理事務所</u>所長(以下「所長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(洪水警戒体制における措置)</p> <p>第14条 所長は、前条の規定により、洪水警戒体制をとつたときは、直ちに次の各号に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 土木部河川港湾局河川課、<u>南予地方局建設部</u>、松山地方気象台その他関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。</p> <p>(2)~(4) 省略</p>	<p>(洪水警戒体制)</p> <p>第13条 <u>宇和島地方局山財ダム管理事務所</u>所長(以下「所長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(洪水警戒体制における措置)</p> <p>第14条 所長は、前条の規定により、洪水警戒体制をとつたときは、直ちに次の各号に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 土木部河川港湾局河川課、<u>宇和島地方局</u>、松山地方気象台その他関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。</p> <p>(2)~(4) 省略</p>

(愛媛県土木部工事執行事務取扱要綱の一部改正)

第15条 愛媛県土木部工事執行事務取扱要綱(昭和56年愛媛県訓令第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(工事の執行の区分)</p> <p>第2条 工事の執行は、次の各号に掲げる工事の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 本庁執行工事(1件の設計金額(入札に付すべき金額(材料を支給する場合は、支給材料の金額を加算した金額))をいう。以下同じ。)が5億円以上の工事、本庁設計に係る工事又は特に本庁執行の必要があると認めた工事をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 地方局執行工事(1件の設計金額が5億円未満の工事(本庁設計に係る工事及び特に本庁執行の必要があると認めた工事を除く。))をいう。以下同じ。)</p> <p>(業者選定同)</p> <p>第4条 本庁執行工事に関しては、工事の入札及び契約を主管する課(建築住宅課所管の工事で、1件の設計金額が5億円未満のものについては、建築住宅課。以下「入札・契約主管課」という。)で立案する業者選定同(様式第3号)により決裁を受けるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局設計に係る工事で1件の設計金額が5億円以上のものに関しては、地方局長(以下「局長」という。)は次に掲げる書類各1通を、主管課長は工事概要書1通を入札・契約主管課長あて親展で提出しなければならない。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>4・5 省略</p> <p>(予定価格の決定)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 地方局執行工事の予定価格は、<u>1億円以上5億円未満</u>のものは局長が、1億円未満のものは建設部長(地方局土木事務所に係るものにあつては、地方局土木事務所長)が定めるものとする。</p> <p>(工事の中止及び延期)</p> <p>第9条 局長は、本庁執行工事(地方局設計に係るものに限る。)について、<u>愛媛県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年愛媛県条例第4号)第2条の規定による工事の中止又は延期をする必要が生じたときはその理由を付して工事中止(延期)同(様式第9号)を、その他</u>の工事の中止又は延期をしたときは工事中止(延期)報告書(様式第10号)を主管課に送付しなければならない。</p> <p>2~6 省略</p>	<p>(工事の執行の区分)</p> <p>第2条 工事の執行は、次の各号に掲げる工事の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 本庁執行工事(1件の設計金額(入札に付すべき金額(材料を支給する場合は、支給材料の金額を加算した金額))をいう。以下同じ。)が1億円以上の工事、本庁設計に係る工事又は特に本庁執行の必要があると認めた工事をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 地方局執行工事(1件の設計金額が1億円未満の工事(本庁設計に係る工事及び特に本庁執行の必要があると認めた工事を除く。))をいう。以下同じ。)</p> <p>(業者選定同)</p> <p>第4条 本庁執行工事に関しては、工事の入札及び契約を主管する課(建築住宅課所管の工事で、1件の設計金額が1億円未満のものについては、建築住宅課。以下「入札・契約主管課」という。)で立案する業者選定同(様式第3号)により決裁を受けるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局設計に係る工事で1件の設計金額が1億円以上のものに関しては、地方局長(以下「局長」という。)は次に掲げる書類各1通を、主管課長は工事概要書1通を入札・契約主管課長あて親展で提出しなければならない。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>4・5 省略</p> <p>(予定価格の決定)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 地方局執行工事の予定価格は、<u>7,000万円以上1億円未満</u>のものは局長が、<u>7,000万円未満</u>のものは建設部長(地方局土木事務所に係るものにあつては、地方局土木事務所長)が定めるものとする。</p> <p>(工事の中止及び延期)</p> <p>第9条 局長は、本庁執行工事(地方局設計に係るものに限る。)について、<u>30日を超える</u></p> <hr/> <p><u>工事の中止又は延期をする必要が生じたときはその理由を付して工事中止(延期)同(様式第9号)を、30日以内</u>の工事の中止又は延期をしたときは工事中止(延期)報告書(様式第10号)を主管課に送付しなければならない。</p> <p>2~6 省略</p>

(黒瀬ダム操作規則の一部改正)

第16条 黒瀬ダム操作規則(昭和58年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(洪水警戒体制)</p> <p>第14条 <u>東予地方局黒瀬ダム管理事務所長</u>(以下「所長」という。)は、松山地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられた場合は、洪水警戒体制をとらなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(洪水警戒体制における措置)</p> <p>第15条 所長は、前条の規定により、洪水警戒体制をとつた場合は、</p>	<p>(洪水警戒体制)</p> <p>第14条 <u>西条地方局黒瀬ダム管理事務所長</u>(以下「所長」という。)は、松山地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられた場合は、洪水警戒体制をとらなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(洪水警戒体制における措置)</p> <p>第15条 所長は、前条の規定により、洪水警戒体制をとつた場合は、</p>

直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 土木部河川港湾局河川課、東予地方局建設部、松山地方気象台その他細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

(2) 省略

直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 土木部河川港湾局河川課、西条地方局建設部、松山地方気象台その他細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

(2) 省略

(愛媛県長寿社会対策本部規程の一部改正)

第17条 愛媛県長寿社会対策本部規程(昭和59年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1～6 省略</td> </tr> <tr> <td><u>7 副教育長</u></td> </tr> <tr> <td>8 省略</td> </tr> </table>	1～6 省略	<u>7 副教育長</u>	8 省略	<p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1～6 省略</td> </tr> <tr> <td><u>7 教育長</u></td> </tr> <tr> <td>8 省略</td> </tr> </table>	1～6 省略	<u>7 教育長</u>	8 省略
1～6 省略							
<u>7 副教育長</u>							
8 省略							
1～6 省略							
<u>7 教育長</u>							
8 省略							

(愛媛県地方局男女共同参画推進班規程の一部改正)

第18条 愛媛県地方局男女共同参画推進班規程(昭和59年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方における男女共同参画社会づくりの総合的かつ効果的な推進を図るため、<u>地方局</u>に男女共同参画推進班(以下「班」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 班は、次の各号に掲げる事務を所掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)・(2) 省略 (3) <u>その他男女共同参画社会づくりの推進に関すること</u> _____。 <p>(職制)</p> <p>第3条 班に班長を置き、<u>地方局総務企画部長</u>の職にある者をもつて充てる。</p> <p><u>2</u> 班に副班長を置き、<u>地方局総務企画部総務県民課長の職にある者</u>をもつて充てる。</p> <p><u>3</u> 班に班員を置き、_____別表に掲げる職にある者をもつて充て、又は委嘱する。</p> <p>(____職務)</p> <p>第4条 省略</p> <p><u>2</u> 副班長は、<u>班長を補佐する。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第5条 班の庶務は、<u>地方局総務企画部総務県民課において処理する。</u></p> <p>第6条 省略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1 地方局総務企画部総務県民課消防防災安全室長</td> </tr> <tr> <td>2 地方局総務企画部地域政策課長</td> </tr> <tr> <td>3 地方局健康福祉環境部地域福祉課長</td> </tr> <tr> <td>4 地方局健康福祉環境部健康増進課長</td> </tr> <tr> <td>5 地方局産業経済部産業振興課商工観光室長</td> </tr> <tr> <td>6 地方局産業経済部産業振興課地域農業室長</td> </tr> </table>	1 地方局総務企画部総務県民課消防防災安全室長	2 地方局総務企画部地域政策課長	3 地方局健康福祉環境部地域福祉課長	4 地方局健康福祉環境部健康増進課長	5 地方局産業経済部産業振興課商工観光室長	6 地方局産業経済部産業振興課地域農業室長	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方における男女共同参画社会づくりの総合的かつ効果的な推進を図るため、<u>地方局総務県民部県民生活課</u>に男女共同参画推進班(以下「班」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 班は、次の各号に掲げる事務を所掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)・(2) 省略 (3) <u>女性関係団体</u> _____に関すること(他の主管に属するものを除く。) <p>(職制)</p> <p>第3条 班に班長を置き、<u>地方局総務県民部県民生活課長の職</u>にある者をもつて充てる。</p> <p><u>2</u> 班に班員を置き、<u>地方局総務県民部県民生活課生活者係の職員及び別表に掲げる職</u>にある者をもつて充て、又は委嘱する。</p> <p>(班長の職務)</p> <p>第4条 省略</p> <p>第5条 省略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1 地方局総務県民部総務調整課調整管理係長</td> </tr> <tr> <td>2 地方局総務県民部県民生活課交通消防係長</td> </tr> <tr> <td>3 地方局健康福祉環境部地域福祉課福祉推進係長(今治地方局にあつては、福祉推進・生活保護係長)</td> </tr> <tr> <td>4 地方局健康福祉環境部健康増進課健康づくり推進係長</td> </tr> <tr> <td>5 地方局健康福祉環境部健康増進課精神保健係長</td> </tr> <tr> <td>6 地方局健康福祉環境部健康増進課感染症対策係長</td> </tr> </table>	1 地方局総務県民部総務調整課調整管理係長	2 地方局総務県民部県民生活課交通消防係長	3 地方局健康福祉環境部地域福祉課福祉推進係長(今治地方局にあつては、福祉推進・生活保護係長)	4 地方局健康福祉環境部健康増進課健康づくり推進係長	5 地方局健康福祉環境部健康増進課精神保健係長	6 地方局健康福祉環境部健康増進課感染症対策係長
1 地方局総務企画部総務県民課消防防災安全室長													
2 地方局総務企画部地域政策課長													
3 地方局健康福祉環境部地域福祉課長													
4 地方局健康福祉環境部健康増進課長													
5 地方局産業経済部産業振興課商工観光室長													
6 地方局産業経済部産業振興課地域農業室長													
1 地方局総務県民部総務調整課調整管理係長													
2 地方局総務県民部県民生活課交通消防係長													
3 地方局健康福祉環境部地域福祉課福祉推進係長(今治地方局にあつては、福祉推進・生活保護係長)													
4 地方局健康福祉環境部健康増進課健康づくり推進係長													
5 地方局健康福祉環境部健康増進課精神保健係長													
6 地方局健康福祉環境部健康増進課感染症対策係長													

- 7 地方局産業経済部森林林業課長
- 8 地方局産業経済部水産課長
- 9 地方局建設部管理課長
- 10 地方局総務企画部支局総務県民室長
- 11 地方局健康福祉環境部支局福祉室長（南予地方局に限る。）
- 12 地方局健康福祉環境部支局健康増進課長
- 13 地方局産業経済部支局商工観光室長
- 14 地方局産業経済部支局地域農業室長
- 15 地方局産業経済部支局森林林業課長
- 16 地方局産業経済部支局水産課長
- 17 婦人相談所長（中予地方局に限る。）
- 18 高等技術専門校長
- 19 教育事務所長

- 7 地方局健康福祉環境部健康増進課難病・母子保健係長
- 8 地方局産業経済部商工労政課商工労政係長
- 9 地方局産業経済部農政普及課地域農業室担い手支援係長
- 10 地方局産業経済部農政普及課地域農業室担当係長（地方局長が指定する者に限る。）
- 11 地方局産業経済部森林林業課森づくり係長
- 12 地方局産業経済部水産課水産係長
- 13 婦人相談所指導係長（松山地方局に限る。）
- 14 高等技術専門校教務主任（地方局長が指定する者に限る。）
- 15 教育事務所社会教育課長

（愛媛県男女共同参画推進本部規程の一部改正）

第19条 愛媛県男女共同参画推進本部規程（平成2年愛媛県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>別表2（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1～9 省略</td></tr> <tr><td>10 教育委員会事務局管理部教育総務課長</td></tr> <tr><td>11 省略</td></tr> </table>	1～9 省略	10 教育委員会事務局管理部教育総務課長	11 省略	<p>別表2（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1～9 省略</td></tr> <tr><td>10 教育委員会事務局教育総務課長</td></tr> <tr><td>11 省略</td></tr> </table>	1～9 省略	10 教育委員会事務局教育総務課長	11 省略
1～9 省略							
10 教育委員会事務局管理部教育総務課長							
11 省略							
1～9 省略							
10 教育委員会事務局教育総務課長							
11 省略							

（愛媛県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程の一部改正）

第20条 愛媛県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程（平成3年愛媛県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>（設置）</p> <p>第1条 親切行政を推進するとともに、県民の声を県政に反映させることにより、開かれた県政の推進に資するため、企画情報部秘書広報局広報広聴課に県民総合相談プラザを、<u>地方局総務企画部</u>に県民相談プラザを設置する。</p> <p>2 県民総合相談プラザ及び県民相談プラザの設置場所は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">設 置 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">県民総合相談プラザ</td> <td style="text-align: center;">本庁</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県民相談プラザ</td> <td style="text-align: center;">東予地方局、東予地方局今治支局、 中予地方局、南予地方局、南予地方局八幡浜支局</td> </tr> </tbody> </table> <p>（県民相談プラザの組織）</p> <p>第5条 県民相談プラザは、室長、室長補佐、室員並びに地方局総務企画部地域政策課及び支局総務県民室に兼務を命ぜられた職員をもって組織する。</p> <p>（県民相談プラザの職制）</p> <p>第6条 室長は、<u>地方局総務企画部長及び支局長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>2 室長補佐は、<u>地方局総務企画部地域政策課長補佐及び支局総務</u></p>	区 分	設 置 場 所	県民総合相談プラザ	本庁	県民相談プラザ	東予地方局、東予地方局今治支局、 中予地方局、南予地方局、南予地方局八幡浜支局	<p>（設置）</p> <p>第1条 親切行政を推進するとともに、県民の声を県政に反映させることにより、開かれた県政の推進に資するため、企画情報部秘書広報局広報広聴課に県民総合相談プラザを、<u>地方局総務県民部</u>に県民相談プラザを設置する。</p> <p>（県民相談プラザの組織）</p> <p>第5条 県民相談プラザは、室長、室長補佐、室員及び地方局総務県民部総務調整課 _____ に兼務を命ぜられた職員をもって組織する。</p> <p>（県民相談プラザの職制）</p> <p>第6条 室長は、<u>地方局総務県民部長</u> _____ の職にある者をもって充てる。</p> <p>2 室長補佐は、<u>地方局総務県民部総務調整課長補佐</u></p>
区 分	設 置 場 所						
県民総合相談プラザ	本庁						
県民相談プラザ	東予地方局、東予地方局今治支局、 中予地方局、南予地方局、南予地方局八幡浜支局						

県民室地域政策班長の職にある者をもって充てる。

3 室員は、地方局総務企画部地域政策課地域振興係及び支局総務
県民室地域政策係 _____ に属する職員をもって充て
る。

_____の職にある者をもって充てる。

3 室員は、地方局総務県民部総務調整課企画広報係（今治地方局
にあつては、企画広報・しまなみ係）に属する職員をもって充て
る。

（愛媛県廃棄物対策班規程の一部改正）

第21条 愛媛県廃棄物対策班規程（平成3年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>（庶務）</p> <p>第5条 班の庶務は、県民環境部環境局循環型社会推進課において 処理する。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 省略</td></tr> <tr><td>2 県民環境部環境局循環型社会推進課長</td></tr> <tr><td>3～14 省略</td></tr> <tr><td>15 産業技術研究所企画管理部長</td></tr> <tr><td>16 農林水産研究所企画管理部長</td></tr> <tr><td>17 農林水産研究所林業研究センター長</td></tr> <tr><td>18 農林水産研究所水産研究センター長</td></tr> </table>	1 省略	2 県民環境部環境局循環型社会推進課長	3～14 省略	15 産業技術研究所企画管理部長	16 農林水産研究所企画管理部長	17 農林水産研究所林業研究センター長	18 農林水産研究所水産研究センター長	<p>（庶務）</p> <p>第5条 班の庶務は、県民環境部環境局廃棄物対策課 _____ において 処理する。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 省略</td></tr> <tr><td>2 県民環境部環境局廃棄物対策課長</td></tr> <tr><td>3～14 省略</td></tr> <tr><td>15 工業技術センター研究企画課長</td></tr> <tr><td>16 農業試験場長</td></tr> <tr><td>17 林業技術センター所長</td></tr> <tr><td>18 中予水産試験場長</td></tr> </table>	1 省略	2 県民環境部環境局廃棄物対策課長	3～14 省略	15 工業技術センター研究企画課長	16 農業試験場長	17 林業技術センター所長	18 中予水産試験場長
1 省略															
2 県民環境部環境局循環型社会推進課長															
3～14 省略															
15 産業技術研究所企画管理部長															
16 農林水産研究所企画管理部長															
17 農林水産研究所林業研究センター長															
18 農林水産研究所水産研究センター長															
1 省略															
2 県民環境部環境局廃棄物対策課長															
3～14 省略															
15 工業技術センター研究企画課長															
16 農業試験場長															
17 林業技術センター所長															
18 中予水産試験場長															

（愛媛県文書管理規程の一部改正）

第22条 愛媛県文書管理規程（平成4年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規程を同表の改正後の欄に掲げる規程に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（本庁における文書等の発送）</p> <p>第35条 省略</p> <p>2 文書等（前項ただし書の規定により発送する文書等を除く。以 下この項及び次項において同じ。）を発送しようとするときは、 午前9時から午後5時までの間に文書等を本庁内の郵便局に送付 しなければならない。ただし、文書主管課長が定める機関に発送 する文書等（急施を要する文書等その他文書主管課長が定める文 書等を除く。）については、<u>午後4時</u> _____ までに文書主管課に送 付しなければならない。</p> <p>3・4 省略</p> <p>（県報の原稿の提出）</p> <p>第38条 定期発行の県報に掲載を行おうとする場合は、原稿を、<u>本 庁で行う場合にあっては決裁文書と、地方局で行う場合にあって は県報掲載書（様式第8号）</u>とともに、掲載を希望する日の7日 前の正午（その日が休日等に当たるときは、その日の前日の正午） までに文書主管課長に提出しなければならない。</p> <p>（県報発行の手続）</p> <p>第39条 省略</p> <p>2 文書主管課長は、県報発行手続を終了したときは、<u>決裁文書又 は県報掲載書</u>に掲載済の表示をし、速やかに決裁文書<u>又は県報掲 載書</u>を主務課に返さなければならない。</p> <p>（県報の号外発行）</p> <p>第41条 主務課長は、県報の号外発行を必要とするときは、原稿を 提出する際に県報号外発行依頼書（様式第9号）を文書主管課長 に提出しなければならない。</p>	<p>（本庁における文書等の発送）</p> <p>第35条 省略</p> <p>2 文書等（前項ただし書の規定により発送する文書等を除く。以 下この項及び次項において同じ。）を発送しようとするときは、 午前9時から午後5時までの間に文書等を本庁内の郵便局に送付 しなければならない。ただし、文書主管課長が定める機関に発送 する文書等（急施を要する文書等その他文書主管課長が定める文 書等を除く。）については、<u>午後3時30分</u> _____ までに文書主管課に送 付しなければならない。</p> <p>3・4 省略</p> <p>（県報の原稿の提出）</p> <p>第38条 定期発行の県報に掲載を行おうとする場合は、原稿を、<u>決 裁文書と</u> _____ ともに、掲載を希望する日の7日 前の正午（その日が休日等に当たるときは、その日の前日の正午） までに文書主管課長に提出しなければならない。</p> <p>（県報発行の手続）</p> <p>第39条 省略</p> <p>2 文書主管課長は、県報発行手続を終了したときは、決裁文書 _____ _____ に掲載済の表示をし、速やかに決裁文書 _____ _____ を主務課に返さなければならない。</p> <p>（県報の号外発行）</p> <p>第41条 主務課長は、県報の号外発行を必要とするときは、原稿を 提出する際に県報号外発行依頼書（様式第8号）を文書主管課長 に提出しなければならない。</p>

(令達の書式及び番号)

第44条 省略

2 省略

- (1) 条例、規則、告示及び訓令 条例等番号簿(様式第10号)による番号
- (2) 訓 訓番号簿(様式第11号)による番号
- (3) 省略

3・4 省略

(文書の発信者名)

第46条 施行する文書の発信者名は、次に掲げるところによる。

- (1) 令達は、知事名を用いること。ただし、地方機関に委任された事務(以下「委任事務」という。)に係る文書については、当該地方機関の長名を用いること。
- (2) 中央官庁、地方公共団体、その他の団体又は個人に対する文書には、知事名若しくは会計管理者名(知事の権限に属する事務に係る文書の場合を除く。)若しくは地方機関の長名(委任事務に限る。)又は県名若しくは地方機関名(委任事務に限る。)を用いること。ただし、軽易な事項については、本庁の部の長若しくは会計管理者(知事の権限に属する事務に係る文書の場合を除く。)若しくは出納局長若しくは地方機関の長又は本庁の部若しくは地方機関の名を用いることができる。
- (3) 本庁の各部局課室又は各地方機関に対する文書には、本庁の部の長、会計管理者(知事の権限に属する事務に係る文書の場合を除く。)若しくは出納局長若しくは地方機関の長又は本庁の部若しくは地方機関の名を用いること。ただし、軽易な事項については、本庁の局若しくは課若しくは室の長若しくは地方機関の部若しくは課若しくは室の長又は本庁の局若しくは課若しくは室の名を用いることができる。

(ファイル管理表の作成)

第49条 主務課長は、文書の処理が終了した都度、文書を大項目、中項目、小項目及び細項目に分類し、必要に応じファイル管理表(様式第12号)及びファイル管理総括表(様式第13号)(以下「ファイル管理表等」という。)に項目名等を登載して整理しなければならない。

2～4 省略

(完結文書の整理及び保管の方法)

第51条 省略

2 システム完結文書以外の完結文書(以下「非システム完結文書」という。)は、完結後速やかにファイル管理表により分類された細項目ごとに、指定ファイル(様式第14号)にとじ込んで整理し、ファイル管理表による分類のとおり、所定の保管庫に収納して、保管しなければならない。

3 省略

4 前3項の規定により文書を整理する場合には、件名索引(様式第15号)を作成し、文書とともに保管しなければならない。ただし、保存期間が5年以下の完結文書については、この限りでない。

(保存文書引継書)

第58条 主務課長は、前条の規定により文書を引き継ごうとするときは、保存文書引継書(様式第16号)に必要事項を記入して文書主管課長等に提出しなければならない。この場合において、地方機関の主務課長にあつては、保存文書引継書の写しを文書担当課長を経由して文書主管課長に提出しなければならない。

(令達の書式及び番号)

第44条 省略

2 省略

- (1) 条例、規則、告示及び訓令 条例等番号簿(様式第9号)による番号
- (2) 訓 訓番号簿(様式第10号)による番号
- (3) 省略

3・4 省略

(文書の発信者名)

第46条 施行する文書の発信者名は、次に掲げるところによる。

- (1) 令達は、知事名を用いること。
- (2) 中央官庁又は地方公共団体その他の団体 _____ に対する文書には、知事名若しくは会計管理者名(知事の権限に属する事務に係る文書の場合を除く。) _____ 又は県名 _____ を用いること。ただし、軽易な事項については、本庁の部の長若しくは会計管理者(知事の権限に属する事務に係る文書の場合を除く。)若しくは出納局長 _____ 又は本庁の部 _____ の名を用いることができる。
- (3) 本庁の各部課 _____ 又は各地方機関に対する文書には、本庁の部の長、会計管理者(知事の権限に属する事務に係る文書の場合を除く。)若しくは出納局長若しくは地方機関の長又は本庁の部若しくは地方機関の名を用いること。ただし、軽易な事項については、本庁の _____ 課 _____ の長若しくは地方機関の部 _____ の長又は本庁の _____ 課 _____ の名を用いることができる。

(ファイル管理表の作成)

第49条 主務課長は、文書の処理が終了した都度、文書を大項目、中項目、小項目及び細項目に分類し、必要に応じファイル管理表(様式第11号)及びファイル管理総括表(様式第12号)(以下「ファイル管理表等」という。)に項目名等を登載して整理しなければならない。

2～4 省略

(完結文書の整理及び保管の方法)

第51条 省略

2 システム完結文書以外の完結文書(以下「非システム完結文書」という。)は、完結後速やかにファイル管理表により分類された細項目ごとに、指定ファイル(様式第13号)にとじ込んで整理し、ファイル管理表による分類のとおり、所定の保管庫に収納して、保管しなければならない。

3 省略

4 前3項の規定により文書を整理する場合には、件名索引(様式第14号)を作成し、文書とともに保管しなければならない。ただし、保存期間が5年以下の完結文書については、この限りでない。

(保存文書引継書)

第58条 主務課長は、前条の規定により文書を引き継ごうとするときは、保存文書引継書(様式第15号)に必要事項を記入して文書主管課長等に提出しなければならない。この場合において、地方機関の主務課長にあつては、保存文書引継書の写しを文書担当課長を経由して文書主管課長に提出しなければならない。

2 省略
(保存文書の利用)

第61条 省略

2 保存文書のうち、非システム完結文書(文書システムにファイル情報が登録されたものを除く。)を利用しようとする職員は、保存文書利用簿(様式第17号)に必要事項を記入し、文書主管課長等に申し込まなければならない。

3～6 省略

書式第1号(第44条関係) 令達の書式

1・2 省略

3 告示

省略	発 信 者 職 氏 名
----	-------------

4・5 省略

6 達

省略	発信者職氏名
----	--------

7 指令

省略	発信者職氏名
----	--------

様式第9号(第41条関係) 県報号外発行依頼書

県報号外発行依頼書	
文書主管課長 様	第 _____ 号
	年 月 日
	主務課長 _____
省略	
掲載文書の題名又は件名	
担 当 者 職 氏 名	
備 考	

- 様式第10号 省略
- 様式第11号 省略
- 様式第12号 省略
- 様式第13号 省略
- 様式第14号 省略
- 様式第15号 省略
- 様式第16号 省略
- 様式第17号 省略

2 省略
(保存文書の利用)

第61条 省略

2 保存文書のうち、非システム完結文書(文書システムにファイル情報が登録されたものを除く。)を利用しようとする職員は、保存文書利用簿(様式第16号)に必要事項を記入し、文書主管課長等に申し込まなければならない。

3～6 省略

書式第1号(第44条関係) 令達の書式

1・2 省略

3 告示

省略	愛媛県知事 氏 名
----	-----------

4・5 省略

6 達

省略	愛媛県知事 氏 名
----	-----------

7 指令

省略	発信者職氏名
----	--------

様式第8号(第41条関係) 県報号外発行依頼書

県報号外発行依頼書	
私学文書課長 様	第 _____ 号
	年 月 日
	課長 _____ 印
省略	
掲載文書の題名又は件名	
備 考	

- 様式第9号 省略
- 様式第10号 省略
- 様式第11号 省略
- 様式第12号 省略
- 様式第13号 省略
- 様式第14号 省略
- 様式第15号 省略
- 様式第16号 省略

第23条 愛媛県文書管理規程(平成4年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

様式第7号の次に次の1様式を加える。

様式第8号(第38条、第39条関係) 県報掲載書

県報掲載書

第 号
年 月 日

文書主管課長 様

主務課長

年 月 日の県報に、次の告示(公告)を掲載して
ください。

担当者職氏名	
文書主管課長の県報掲載済確認欄	

(台ダム操作規則の一部改正)

第24条 台ダム操作規則(平成4年愛媛県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(洪水警戒体制)</p> <p>第11条 東予地方局台ダム管理事務所長(以下「所長」という。)は、松山地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられた場合は、洪水警戒体制を執らなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(洪水警戒体制における措置)</p> <p>第12条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執った場合は、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。</p> <p>(1) 土木部河川港湾局河川課、東予地方局今治土木事務所、松山地方気象台その他細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。</p> <p>(2) 省略</p>	<p>(洪水警戒体制)</p> <p>第11条 今治地方局台ダム管理事務所長(以下「所長」という。)は、松山地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられた場合は、洪水警戒体制を執らなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(洪水警戒体制における措置)</p> <p>第12条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執った場合は、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。</p> <p>(1) 土木部河川港湾局河川課、今治地方局建設部 _____、松山地方気象台その他細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。</p> <p>(2) 省略</p>

(愛媛県地方局県民情報室規程の一部改正)

第25条 愛媛県地方局県民情報室規程(平成5年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																				
<p>(設置)</p> <p>第1条 情報公開制度及び個人情報保護制度の円滑な実施を図るとともに、行政資料の有償頒布を行うため、<u>地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室並びに四国中央庁舎、西条第二庁舎、久万高原庁舎、大洲庁舎、西予庁舎及び愛南庁舎(以下「出先庁舎」という。)</u>の地方局長が定める課所に、情報公開窓口及び個人情報保護窓口並びに行政資料有償頒布窓口として地方局県民情報室を設置する。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>東予地方局県民情報室</td><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>今治支局地方局県民情報室</td><td>省略</td></tr> <tr><td>中予地方局県民情報室</td><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>八幡浜支局地方局県民情報室</td><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>南予地方局県民情報室</td><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第5条関係)</p> <p>1 地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室に設置する地方局県民情報室</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>室長</td> <td>地方局総務企画部総務県民課長及び支局総務県民室長の職にある者</td> </tr> <tr> <td>室員</td> <td>地方局総務企画部総務県民課長補佐及び支局総務県民室長補佐の職にある者 地方局総務企画部総務県民課総務係及び支局総務県民室総務県民防災グループに属する職員</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所管区域	省略		東予地方局県民情報室	省略	省略		今治支局地方局県民情報室	省略	中予地方局県民情報室	省略	省略		八幡浜支局地方局県民情報室	省略	省略		南予地方局県民情報室	省略	省略		室長	地方局総務企画部総務県民課長及び支局総務県民室長の職にある者	室員	地方局総務企画部総務県民課長補佐及び支局総務県民室長補佐の職にある者 地方局総務企画部総務県民課総務係及び支局総務県民室総務県民防災グループに属する職員	<p>(設置)</p> <p>第1条 情報公開制度及び個人情報保護制度の円滑な実施を図るとともに、行政資料の有償頒布を行うため、<u>地方局総務県民部総務調整課 _____ 並びに四国中央庁舎、西条第二庁舎、久万高原庁舎、大洲庁舎、西予庁舎及び愛南庁舎(以下「出先庁舎」という。)</u>の地方局長が定める課所に、情報公開窓口及び個人情報保護窓口並びに行政資料有償頒布窓口として地方局県民情報室を設置する。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>西条地方局県民情報室</td><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>今治地方局県民情報室</td><td>省略</td></tr> <tr><td>松山地方局県民情報室</td><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>八幡浜地方局県民情報室</td><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>宇和島地方局県民情報室</td><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第5条関係)</p> <p>1 地方局総務県民部総務調整課 _____ に設置する地方局県民情報室</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>室長</td> <td>地方局総務県民部総務調整課長の職にある者</td> </tr> <tr> <td>室員</td> <td>地方局総務県民部総務調整課長補佐 _____ の職にある者 地方局総務県民部総務調整課調整管理係 _____ に属する職員</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所管区域	省略		西条地方局県民情報室	省略	省略		今治地方局県民情報室	省略	松山地方局県民情報室	省略	省略		八幡浜地方局県民情報室	省略	省略		宇和島地方局県民情報室	省略	省略		室長	地方局総務県民部総務調整課長の職にある者	室員	地方局総務県民部総務調整課長補佐 _____ の職にある者 地方局総務県民部総務調整課調整管理係 _____ に属する職員
名称	所管区域																																																				
省略																																																					
東予地方局県民情報室	省略																																																				
省略																																																					
今治支局地方局県民情報室	省略																																																				
中予地方局県民情報室	省略																																																				
省略																																																					
八幡浜支局地方局県民情報室	省略																																																				
省略																																																					
南予地方局県民情報室	省略																																																				
省略																																																					
室長	地方局総務企画部総務県民課長及び支局総務県民室長の職にある者																																																				
室員	地方局総務企画部総務県民課長補佐及び支局総務県民室長補佐の職にある者 地方局総務企画部総務県民課総務係及び支局総務県民室総務県民防災グループに属する職員																																																				
名称	所管区域																																																				
省略																																																					
西条地方局県民情報室	省略																																																				
省略																																																					
今治地方局県民情報室	省略																																																				
松山地方局県民情報室	省略																																																				
省略																																																					
八幡浜地方局県民情報室	省略																																																				
省略																																																					
宇和島地方局県民情報室	省略																																																				
省略																																																					
室長	地方局総務県民部総務調整課長の職にある者																																																				
室員	地方局総務県民部総務調整課長補佐 _____ の職にある者 地方局総務県民部総務調整課調整管理係 _____ に属する職員																																																				

2 省略

2 省略

(愛媛県農業総合対策推進班規程の一部改正)

第26条 愛媛県農業総合対策推進班規程(平成6年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表(第3条関係)</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 農林水産部管理局農政課構造改革班長</p> <p>4・5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 農林水産部管理局ブランド戦略課技術課長補佐</p> <p>10 農林水産部管理局ブランド戦略課えひめブランド係長</p> <p>11 農林水産部管理局ブランド戦略課流通戦略係長</p> <p>12 農林水産部管理局ブランド戦略課農産物安全係長</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p> <p>16 省略</p> <p>17 農林水産部農業振興局農産園芸課技術課長補佐(農林水産部長が指定するものに限る。)</p> <p>18 農林水産部農業振興局農産園芸課普及指導係長</p> <p>19 農林水産部農業振興局農産園芸課果樹係長</p> <p>20 農林水産部農業振興局農産園芸課米麦係長</p> <p>21 農林水産部農業振興局農産園芸課環境農業係長</p> <p>22 農林水産部農業振興局農産園芸課担い手対策推進室技術室長補佐</p> <p>23 農林水産部農業振興局農産園芸課担い手対策推進室農地活用係長</p> <p>24 農林水産部農業振興局農産園芸課担い手対策推進室担い手育成係長</p> <p>25 農林水産部農業振興局農産園芸課担い手対策推進室直接支払係長</p> <p>26・27 省略</p> <p>28 農林水産部農業振興局畜産課酪農飼料係長</p> <p>29~31 省略</p>	<p>別表(第3条関係)</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 農林水産部管理局農政課長補佐(農林水産部長が指定するものに限る。)</p> <p>4・5 省略</p> <p>6 農林水産部管理局農政課直接支払係長</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 農林水産部農業振興局農業経営課技術課長補佐</p> <p>15 農林水産部農業振興局農業経営課担い手対策推進室技術室長補佐</p> <p>16 農林水産部農業振興局農業経営課担い手対策推進室農地活用係長</p> <p>17 農林水産部農業振興局農業経営課担い手対策推進室担い手育成係長</p> <p>18 農林水産部農業振興局農業経営課生産環境係長</p> <p>19 農林水産部農業振興局農業経営課普及指導係長</p> <p>20 農林水産部農業振興局農産園芸課技術課長補佐(農林水産部長が指定するものに限る。)</p> <p>21 農林水産部農業振興局農産園芸課果樹生産係長</p> <p>22 農林水産部農業振興局農産園芸課農産対策係長</p> <p>23 農林水産部農業振興局農産園芸課えひめブランド推進係長</p> <p>24 農林水産部農業振興局農産園芸課流通対策係長</p> <p>25 農林水産部農業振興局農産園芸課消費安全係長</p> <p>26・27 省略</p> <p>28 農林水産部農業振興局畜産課酪農振興係長</p> <p>29~31 省略</p>

(愛媛県地方局農業総合対策推進班規程の一部改正)

第27条 愛媛県地方局農業総合対策推進班規程(平成6年愛媛県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職制)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 地方局推進班に副班長を置き、<u>地方局産業経済部産業振興課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 地方局推進班の庶務は、<u>地方局産業経済部産業振興課</u>において処理する。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 省略</p> <p>2 <u>地方局産業経済部産業振興課長</u></p> <p>3 地方局産業経済部農村整備課長(中予地方局及び南予地方局八幡浜支局)にあつては、農村整備第一課長及び農村整備第二課長)</p> <p>4 地方局産業経済部森林林業課長(中予地方局)にあつては、久万高原森林林業課長を含む。)</p> <p>5 省略</p> <p>6 東予地方局家畜保健衛生所今治支所長、南予地方局家畜保健衛生所宇和島支所長</p> <p>7 病害虫防除所長</p> <p>_____</p> <p>_____</p> </div>	<p>(職制)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 地方局推進班に副班長を置き、<u>地方局産業経済部農政普及課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 地方局推進班の庶務は、<u>地方局産業経済部農政普及課</u>において処理する。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 省略</p> <p>2 地方局産業経済部農政普及課長</p> <p>3 地方局産業経済部農村整備課長(松山地方局及び八幡浜地方局)_____にあつては、農村整備第一課長及び農村整備第二課長)</p> <p>4 地方局産業経済部森林林業課長(松山地方局)にあつては、久万高原森林林業課長を含む。)</p> <p>5 省略</p> <p>6 病害虫防除所長(西条地方局及び今治地方局)にあつては東予支所長、八幡浜地方局及び宇和島地方局)_____にあつては南予支所長)</p> </div>

(愛媛県政策・予算班規程の一部改正)

第28条 愛媛県政策・予算班規程(平成7年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職制)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 班に副班長を置き、幹事課(愛媛県行政組織規則(昭和55年愛媛県規則第15号)第6条第1項に規定する幹事課(会計課を除く。))をいう。以下同じ。)の課長の職にある班員に知事が命ずる。</p>	<p>(職制)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 班に副班長を置き、幹事課(愛媛県行政組織規則(昭和55年愛媛県規則第15号)第6条第1項に規定する幹事課_____をいう。以下同じ。)の課長の職にある班員に知事が命ずる。</p>

(愛媛県臓器移植支援センター規程の一部改正)

第29条 愛媛県臓器移植支援センター規程(平成10年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の開始後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第3条 センターは、センター長、副センター長、<u>総務調整課長、総務調整課長補佐、総務担当、検査担当及びコーディネート担当</u>をもって組織する。</p> <p>(職制)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>総務調整課長</u>は、研究所の<u>総務調整課長</u>の職にある者をもって充てる。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 センターは、センター長、副センター長、<u>総務課長</u>_____、総務担当、検査担当及びコーディネート担当をもって組織する。</p> <p>(職制)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>総務課長</u>_____は、研究所の<u>総務課長</u>_____の職にある者をもって充てる。</p>

<p>4 <u>総務調整課長補佐は、研究所の総務調整課長補佐の職にある者をもって充てる。</u></p> <p>5 <u>総務担当は研究所の総務調整課管理係長の職にある者を、検査担当は研究所の衛生研究課疫学情報室疫学情報科</u> に属する職員をもって充て、コーディネート担当は研究所に勤務する職員のうちから研究所の所長が指定する。 (センター長等の職務)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>総務調整課長は、センター長の命を受け、課の事務を掌理する。</u></p> <p>4 <u>総務調整課長補佐は、総務調整課長を補佐する。</u></p>	<p>4 <u>総務担当は研究所の総務課庶務係長</u> の職にある者を、検査担当は研究所の衛生研究課微生物試験室疫学情報科に属する職員をもって充て、コーディネート担当は研究所に勤務する職員のうちから研究所の所長が指定する。 (センター長等の職務)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>総務課長</u> は、センター長の命を受け、課の事務を掌理する。</p>
--	--

(愛媛県市町村合併推進本部規程の一部改正)

第30条 愛媛県市町村合併推進本部規程(平成13年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(地方本部)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>地方本部長は地方局長の職にある者を、副地方本部長は地方局総務企画部長の職にある者をもって充てる。</u></p> <p>4～6 省略</p> <p>別表1 (第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～10 省略</p> <p>11 <u>副教育長</u></p> <p>12 <u>東予地方局長</u></p> <p>13 <u>中予地方局長</u></p> <p>14 <u>南予地方局長</u></p> </div> <p>別表2 (第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～11 省略</p> <p>12 <u>教育委員会事務局管理部教育総務課長</u></p> <p>13 <u>東予地方局総務企画部地域政策課長</u></p> <p>14 <u>中予地方局総務企画部地域政策課長</u></p> <p>15 <u>南予地方局総務企画部地域政策課長</u></p> </div>	<p>(地方本部)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>地方本部長は地方局長の職にある者を、副地方本部長は地方局総務県民部長の職にある者をもって充てる。</u></p> <p>4～6 省略</p> <p>別表1 (第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～10 省略</p> <p>11 <u>西条地方局長</u></p> <p>12 <u>今治地方局長</u></p> <p>13 <u>松山地方局長</u></p> <p>14 <u>八幡浜地方局長</u></p> <p>15 <u>宇和島地方局長</u></p> </div> <p>別表2 (第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～11 省略</p> <p>12 <u>教育委員会事務局教育総務課長</u></p> <p>13 <u>西条地方局総務県民部総務調整課長</u></p> <p>14 <u>今治地方局総務県民部総務調整課長</u></p> <p>15 <u>松山地方局総務県民部総務調整課長</u></p> <p>16 <u>八幡浜地方局総務県民部総務調整課長</u></p> <p>17 <u>宇和島地方局総務県民部総務調整課長</u></p> </div>

(愛媛県立医療技術大学処務規程の一部改正)

第31条 愛媛県立医療技術大学処務規程(平成16年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の開始後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2～9 省略</p> <p>10 <u>助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。</u></p> <p>11 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2～9 省略</p> <p>10 省略</p>

12 省略	11 省略
13 省略	12 省略
14 省略	13 省略
15 省略	14 省略
16 省略	15 省略
17 省略	16 省略
18 省略	17 省略
19 省略	18 省略
20 省略	19 省略
21 省略	20 <u>主査は、上司の命を受け、事務を処理するとともに、係長を補佐する。</u>
	21 省略

(えひめブランド推進班規程の一部改正)

第32条 えひめブランド推進班規程(平成17年愛媛県訓令第11号の2)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(職制)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 班に副班長を置き、農林水産部管理局ブランド戦略課長の職にある班員をもって充てる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 班の庶務は、農林水産部管理局ブランド戦略課において処理する。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>1 省略</td></tr> <tr><td>2 農林水産部管理局ブランド戦略課長</td></tr> <tr><td>3・4 省略</td></tr> <tr><td>5 経済労働部観光国際局観光物産課長補佐</td></tr> <tr><td>6 農林水産部管理局農政課構造改革班長</td></tr> <tr><td>7 農林水産部管理局ブランド戦略課技術課長補佐</td></tr> <tr><td>8 農林水産部農業振興局農産園芸課技術課長補佐(農林水産部長が指定する者に限る。)</td></tr> <tr><td>9~11 省略</td></tr> <tr><td>12 教育委員会事務局文化スポーツ部保健スポーツ課長補佐(副教育長が指定する者に限る。)</td></tr> </table>	1 省略	2 農林水産部管理局ブランド戦略課長	3・4 省略	5 経済労働部観光国際局観光物産課長補佐	6 農林水産部管理局農政課構造改革班長	7 農林水産部管理局ブランド戦略課技術課長補佐	8 農林水産部農業振興局農産園芸課技術課長補佐(農林水産部長が指定する者に限る。)	9~11 省略	12 教育委員会事務局文化スポーツ部保健スポーツ課長補佐(副教育長が指定する者に限る。)	<p>(職制)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 班に副班長を置き、農林水産部えひめブランド推進監の職にある班員をもって充てる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 班の庶務は、農林水産部農業振興局農産園芸課において処理する。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>1 省略</td></tr> <tr><td>2 農林水産部えひめブランド推進監</td></tr> <tr><td>3・4 省略</td></tr> <tr><td>5 経済労働部観光国際局観光交流課長補佐</td></tr> <tr><td>6 農林水産部管理局農政課長補佐(農林水産部長が指定する者に限る。)</td></tr> <tr><td>7 農林水産部農業振興局農業経営課技術課長補佐</td></tr> <tr><td>8 農林水産部農業振興局農産園芸課技術課長補佐(農林水産部長が指定する者に限る。)</td></tr> <tr><td>9~11 省略</td></tr> <tr><td>12 教育委員会事務局文化スポーツ部保健スポーツ課長補佐(教育長が指定する者に限る。)</td></tr> </table>	1 省略	2 農林水産部えひめブランド推進監	3・4 省略	5 経済労働部観光国際局観光交流課長補佐	6 農林水産部管理局農政課長補佐(農林水産部長が指定する者に限る。)	7 農林水産部農業振興局農業経営課技術課長補佐	8 農林水産部農業振興局農産園芸課技術課長補佐(農林水産部長が指定する者に限る。)	9~11 省略	12 教育委員会事務局文化スポーツ部保健スポーツ課長補佐(教育長が指定する者に限る。)
1 省略																			
2 農林水産部管理局ブランド戦略課長																			
3・4 省略																			
5 経済労働部観光国際局観光物産課長補佐																			
6 農林水産部管理局農政課構造改革班長																			
7 農林水産部管理局ブランド戦略課技術課長補佐																			
8 農林水産部農業振興局農産園芸課技術課長補佐(農林水産部長が指定する者に限る。)																			
9~11 省略																			
12 教育委員会事務局文化スポーツ部保健スポーツ課長補佐(副教育長が指定する者に限る。)																			
1 省略																			
2 農林水産部えひめブランド推進監																			
3・4 省略																			
5 経済労働部観光国際局観光交流課長補佐																			
6 農林水産部管理局農政課長補佐(農林水産部長が指定する者に限る。)																			
7 農林水産部農業振興局農業経営課技術課長補佐																			
8 農林水産部農業振興局農産園芸課技術課長補佐(農林水産部長が指定する者に限る。)																			
9~11 省略																			
12 教育委員会事務局文化スポーツ部保健スポーツ課長補佐(教育長が指定する者に限る。)																			

(愛媛県総務事務センター規程の一部改正)

第33条 愛媛県総務事務センター規程(平成18年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 _____ 総務系業務改革を推進するため、総務部新行政推進局行政システム改革課に総務事務センター(以下「センター」という。)を設置する。</p> <p>(任務)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>旅費の支出の集中処理業務を処理するとともに、</u>総務系業務改革を推進するため、総務部新行政推進局行政システム改革課に総務事務センター(以下「センター」という。)を設置する。</p> <p>(任務)</p>

第2条 センターは、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 省略
- (2) 総務系業務改革に係る情報システムの企画、開発及び運用等の総合調整に関すること。
- (3) 省略

(組織)

第3条 センターは、次の者をもって組織する。

- (1) 総務部新行政推進局行政システム改革課長補佐の職にある者
- (2) 総務部新行政推進局行政システム改革課総務事務改革係に属する職員及び同課に兼務を命ぜられた職員のうちから知事が指名する者

(センター長)

第4条 センターにセンター長を置き、総務部新行政推進局行政システム改革課長補佐の職にある者をもって充てる。

2 省略

第2条 センターは、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 旅費の支出の集中処理業務に関すること。
- (2) 旅費の支出の集中処理業務に係る支出負担行為の確認に関すること。
- (3) 省略

(組織)

第3条 センターは、総務部新行政推進局行政システム改革課総務事務センター管理係及び総務事務センター審査係に属する職員並びに同課に属するその他の職員のうちから総務部長が指名する者をもって組織する。

(センター長)

第4条 センターにセンター長を置き、総務部新行政推進局行政システム改革課長補佐の職にある者のうちから、知事が命ずる。

2 省略

(愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程の一部改正)

第34条 愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程(平成18年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(現地対策本部)</p> <p>第7条 対策本部の任務を効率的に処理するため、その統轄の下に、<u>南予地方局</u>に南予地域活性化現地特別対策本部(以下「現地対策本部」という。)を置く。</p> <p>2 省略</p> <p>3 現地対策本部長は、<u>南予地方局長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>4 現地対策副本部長は、<u>別表3に掲げる職にある者</u>をもって充てる。</p> <p>5 現地対策本部員は、<u>別表4に掲げる職にある者</u>をもって充てる。</p> <p>6～8 省略</p> <p>別表1(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～4 省略</p> <p>5 <u>南予地方局長</u></p> </div> <p>別表2(第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～5 省略</p> <p>6 <u>南予地方局総務企画部地域政策課長</u></p> </div> <p>別表3(第7条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 <u>南予地方局八幡浜支局長</u></p> <p>2 <u>南予地方局総務企画部長</u></p> <p>3 <u>南予地方局産業経済部長</u></p> <p>4 <u>南予地方局建設部長</u></p> </div>	<p>(現地対策本部)</p> <p>第7条 対策本部の任務を効率的に処理するため、その統轄の下に、<u>八幡浜地方局及び宇和島地方局</u>に南予地域活性化現地特別対策本部(以下「現地対策本部」という。)を置く。</p> <p>2 省略</p> <p>3 現地対策本部長は、<u>八幡浜地方局長又は宇和島地方局長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>4 現地対策副本部長は、<u>八幡浜地方局又は宇和島地方局に属する別表3に掲げる職にある者</u>をもって充てる。</p> <p>5 現地対策本部員は、<u>八幡浜地方局又は宇和島地方局に属する別表4に掲げる職にある者</u>をもって充てる。</p> <p>6～8 省略</p> <p>別表1(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～4 省略</p> <p>5 <u>八幡浜地方局長</u></p> <p>6 <u>宇和島地方局長</u></p> </div> <p>別表2(第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～5 省略</p> <p>6 <u>八幡浜地方局総務県民部総務調整課長</u></p> <p>7 <u>宇和島地方局総務県民部総務調整課長</u></p> </div> <p>別表3(第7条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 <u>地方局総務県民部長</u></p> <p>2 <u>地方局産業経済部長</u></p> <p>3 <u>地方局建設部長</u></p> </div>

別表 4 (第 7 条関係)

1	南予地方局総務企画部地域政策課長
2	南予地方局産業經濟部産業振興課長
3	南予地方局産業經濟部農村整備課長
4	南予地方局産業經濟部森林林業課長
5	南予地方局産業經濟部水産課長
6	南予地方局建設部管理課長
7	南予地方局建設部建設企画課長
8	南予地方局総務企画部八幡浜支局総務県民室地域政策班長

別表 4 (第 7 条関係)

1	地方局総務県民部総務調整課長
2	地方局産業經濟部商工労政課長
3	地方局産業經濟部農政普及課長
4	地方局産業經濟部農村整備課長 (八幡浜地方局にあっては、農村整備第一課長)
5	地方局産業經濟部森林林業課長
6	地方局産業經濟部水産課長
7	地方局建設部管理課長
8	地方局建設部建設企画課長

(愛媛県立子ども療育センター処務規程の一部改正)

第35条 愛媛県立子ども療育センター処務規程(平成19年愛媛県訓令8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の開始後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(分掌事務)</p> <p>第 2 条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>庶務係</p> <p>(1)~(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>事業係</p> <p>(1) 医療費の請求に関すること。</p> <p>(2) 使用料及び手数料に関すること。</p> <p>(3) 給食に関すること。</p> <p>(4) その他事業に関すること。</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第 2 条 庶務係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>庶務係</p> <p>(1)~(6) 省略</p> <p>(7) 使用料及び手数料に関すること。</p> <p>(8) 医療費の請求に関すること。</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 給食に関すること。</p> <p>(11) 省略</p>

(水産試験場処務規程等の廃止)

第36条 次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 水産試験場処務規程(昭和36年愛媛県訓令第9号)
- (2) 愛媛県繊維産業試験場処務規程(昭和37年愛媛県訓令第13号)
- (3) 愛媛県建設研究所処務規程(昭和38年愛媛県訓令第10号)
- (4) 愛媛県立保育専門学校処務規程(昭和39年愛媛県訓令第14号)
- (5) 愛媛県紙産業研究センター処務規程(昭和39年愛媛県訓令第26号)
- (6) 愛媛県窯業試験場処務規程(昭和39年愛媛県訓令第27号)
- (7) 愛媛県立果樹試験場処務規程(昭和50年愛媛県訓令第2号)
- (8) 愛媛県畜産試験場処務規程(昭和50年愛媛県訓令第4号)
- (9) 愛媛県養鶏試験場処務規程(昭和50年愛媛県訓令第5号)
- (10) 愛媛県林業技術センター処務規程(昭和50年愛媛県訓令第6号)
- (11) 愛媛県魚病指導センター処務規程(昭和56年愛媛県訓令第31号)
- (12) 愛媛県花き総合指導センター処務規程(平成4年愛媛県訓令第9号)

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県訓令第11号

農 林 水 産 部

愛媛県家畜病性鑑定所処務規程を次のように定める。

平成20年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県家畜病性鑑定所処務規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、愛媛県家畜病性鑑定所(以下「鑑定所」という。)の処務に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 所長は、知事の命を受けて、鑑定所の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 専門員は、上司の命を受け、専門事項について絶えず調査研究を行い、当該専門事項に係る事務を分担する職員を指導し、かつ、高度の専門事項を自ら処理する。

3 係長は、上司の命を受け、係の事務を管理する。

4 主任は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。

5 技師及びその他の職員は、上司の命を受け、鑑定所の業務に従事する。

(専決事項)

第3条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(1) 鑑定所の業務に関し職名又は鑑定所名で文書を施行すること。

(2) 公文書の公開に関すること(公文書の公開の請求(申請を含む。)に対する決定に係る不服申立て(不服の申出を含む。)に関するものを除く。)

(3) 個人情報取扱事務の登録に関すること。

(4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立てに関するものを除く。)

(5) 所属職員の出張に関すること。

(6) 所属職員の休暇、育児休業等、職務専念義務の免除その他服務に関すること。

(7) 所属職員の事務分掌に関すること。

(8) 1件500万円未満の支出を伴う事件(工事を除く。)の決定に関すること。

(9) 次の会計事務に関すること。

ア 100万円未満の税外収入の徴収

イ 決裁を経た1件500万円未満の事件(工事及びウに掲げるものを除く。)に係る支出負担行為

ウ 報酬、賃金及び期末手当に係る支出負担行為

エ 決裁を経た1件500万円未満の事件の経費(工事費及びオに掲げるものを除く。)に係る支出命令

オ 報酬、賃金及び期末手当に係る支出命令

カ 歳入歳出外現金、有価証券及び物品の出納通知

キ 物品の管理及び処分に関する事務

(10) その他輕易又は常例に属する事務の執行に関すること。

(代決)

第4条 所長が不在のときは、係長が代決する。

2 前項の規定により代決した事務で重要なものは、後閲を受けなければならない。

(細則)

第5条 この訓令に定めるもののほか、鑑定所の処務に関し必要な事項は、所長が知事の承認を得て定める。

(他の規程の準用)

第6条 この訓令及び前条の規定により定められたもののほか、鑑定所の処務については、愛媛県処務細則(昭和29年愛媛県訓令第5号)の例による。